

官報

号外

平成二十八年二月十六日

○第九十回 衆議院會議録 第十一号

平成二十八年二月十六日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

議員辭職の件

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議
○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

議員辭職の件

○議長(大島理森君) 去る十二日、議員宮崎謙介君から、今般、一身上の都合により衆議院議員を辭職いたしたく御許可願ひたい旨の辭表が提出されております。

辭職願

今般 一身上の都合により衆議院議員を辭職いたしたく御許可願ひます。

平成二十八年二月十二日

衆議院議員 宮崎 謙介
衆議院議長 大島 理森殿

○議長(大島理森君) これにつきお諮りいたしたいと思ひます。

宮崎謙介君の辭職を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、辭職を許可することに決まりました。

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。財務大臣麻生太郎君。

〔國務大臣麻生太郎君登壇〕

○國務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げさせていただきます。

本法律案は、經濟の好循環の確立、消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮、少子化対策・教育再生、地方創生の推進、國際課税の枠組みの再構築、震災からの復興支援等の観点から、国税に關し、所要の改正を一体として行うものであります。以下、その大要を御説明申し上げます。

第一に、經濟の好循環を確実なものとするため、法人税について税率の引き下げ及び欠損金繰越控除制度の見直し等を行うこととしてしております。

第二に、消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮のため、消費税率の軽減税率制度の創設等を行うこととしてしております。

第三に、少子化対策及び教育再生のため、三世代同居に対応した住宅のリフォームを支援するための住宅ローン控除の特例の創設、公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度の見直し等を行うこととしてしております。

第四に、地方創生の推進のため、認定地方公共団体の寄附活用事業に關連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度の創設、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充等を行うこととしてしております。

第五に、國際課税の枠組みを再構築するため、多国籍企業情報報告制度の創設等を行うこととしております。

第六に、震災からの復興を支援するため、被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の登録免許税の特例の創設等を行うこととしております。

このほか、クレジットカードによる国税の納付制度の創設等を行うとともに、特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこととしております。

以上、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。うえの賢一郎君。

〔うえの賢一郎君登壇〕

○うえの賢一郎君 自由民主党のうえの賢一郎でございます。

私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、安倍総理並びに關係の大臣に質問をさせていただきます。重要な問題は、デフレ脱却と經濟の再生です。

安倍政権においては、総理の強いリーダーシップのもと、三本の矢から成る經濟政策を一体的に

推進し、常に経済最優先で取り組んでまいりました。こうした経済政策が功を奏し、雇用は百万人以上もふえ、正社員も増加に転じました。さらに、有効求人倍率は二十四年ぶりの高さとなり、昨年には十七年ぶりの高い賃上げも実現をいたしました。

一方、原油安や新興国経済の先行きに対する不安感等から、世界的なリスク回避の動きが強まり、マーケットに不安定な動きも見られます。実体経済を見れば、日本経済のファンダメンタルズは極めてしっかりしていると考えますが、現下の経済状況も踏まえ、本法案も含めた今後の経済財政運営の基本的な方針について、総理にお伺いをいたします。

次に、法人税改革についてです。

安倍政権においては、賃金引き上げを強く後押しする所得拡大促進税制や企業の設備投資を強力に推進する生産性向上設備投資促進税制など、大胆な政策税制を実現してまいりました。企業収益の拡大が雇用の増加や賃金上昇につながり、それが消費や投資の拡大に結びつくという経済の好循環が生まれ始めています。これは、こうした税制面での取り組みが有効に機能していることの証左だと考えます。

また、アベノミクスの三本の矢により、企業収益が過去最高となる中で、経済の好循環をより確実なものとしていくためには、企業がさらなる投資拡大や賃金引き上げに積極的に取り組むことが何より重要です。今般の法人税改革は、このような観点から法人課税のあり方を見直すものであり、極めて重要な意義を持つものと考えます。

そこで、総理に、これまで講じてきた政策税制への評価、今般の法人税改革の狙いや期待される

効果についてお伺いをしたいと思います。

一方、経済再生と両立して財政健全化を進めることも極めて重要であります。国民に安心できる未来を約束できなければ、安定した経済成長もあり得ません。安定した社会保障制度を次世代に引き渡すとともに、財政健全化を進めるためにも、社会保障と税の一体改革を実現しなければなりません。消費税率一〇％への引き上げは、平成二十九年四月に確実に実施をする必要があります。

この消費税率の引き上げに当たっては、与党における真摯かつ徹底した議論の結果、軽減税率制度の導入が本法案に盛り込まれました。国民が毎日購入している飲食料品などを軽減税率の対象とすることで、消費税の逆進性を緩和しながら、痛税感の緩和につながるものと考えます。

他方で、中小事業者や税務関係者など具体的に実務に携わる方々を中心に、区分経理やシステム整備が大変だとの声も聞かれます。軽減税率制度の成否は、消費税率制度そのものの信頼感に直結するものでもあります。この制度の導入は多くの事業者の実務や経営に影響を与えるものであることを踏まえ、万全の準備を進めていくべきだと考えますが、制度導入に向けた政府の取り組みについて、麻生財務大臣にお伺いをいたします。

安倍政権発足以降、有効求人倍率は全ての都道府県で上昇し、地方における一人当たり賃金、就業者数は前年比でプラスとなるなど、経済の好循環に向けた動きは確実に地方へ波及しつつあります。他方、消費の動向を見ると、いまだ地域間でばらつきが見られ、また、地方を中心に人手不足も顕在化をしております。

経済の好循環を地方にくまなく届けることが待ったなしの課題となっております。地方が元気で

なければ、日本再生はあり得ません。地方経済の活力を高めることによって人口減少に歯止めをかけ、地方経済の縮小、停滞感を打ち破ることが必要です。

特に、我が国の事業者数の九九・七％、従業員数では約七割を占める中小企業、小規模事業者は日本経済の根幹であり、地域の景気と雇用を支える中小企業、小規模事業者の活性化を一層進めることが重要であります。

本法案においては、地方法人課税の拡充、消費免税制度の拡充といった、地方創生の実現に向けた措置が講じられております。こうした措置については高く評価をいたしますが、その上で、地域の中小企業、小規模事業者を力強く後押しするために、税制も含めて総合的に取り組む必要があります。このような観点から、地方経済の再生にどのように取り組まれるのか、林経済産業大臣にお伺いをしたいと思います。

安倍政権発足以降、我が国の経済財政運営は、経済の再生、財政健全化の両立に向け、総理の力強いリーダーシップのもと、的確に進められてきたものと考えます。今後とも、そのような方針を堅持し、急速な少子高齢化など、我が国を取り巻くさまざまな壁を乗り越えていかなければなりません。あつとき政治が頑張ったのですばらしい日本になった、そう後世の方からも評価されるように、今、私どもは、困難な課題にも敢然と挑戦していくことが必要だと考えております。

私も与党としても、活力に満ちた力強い日本を取り戻すために全力を尽くすことをお誓い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) うへの賢一郎議員にお答えをいたします。

経済財政運営の基本的な方針についてのお尋ねがありました。

世界的にリスク回避の動きが金融市場で広がる中、我が国の市場でも変動が見られていますが、これは、中国の景気減速への懸念や原油価格の低下、米国の利上げの動向等の海外要因が背景と見られています。

しかしながら、我が国の実体経済を見れば、もはやデフレではないという状況をつくり出す中で、名目GDPは二十七兆円増加し、企業収益は過去最高となり、就業者数は百万人以上増加するなど、日本経済のファンダメンタルズは確かなものと認識しております。

デフレ脱却に向けて、今はまさに正念場であり、今後は、これまでの経済政策を一層強化し、企業の収益を、賃上げを通じて消費の拡大や民間投資の拡大につなげていきます。また、成長戦略をさらに進化させ、イノベーションを通じた生産性向上を促します。

経済の好循環を確実なものとするため、成長志向の法人税改革や固定資産税の設備投資減税を実施する平成二十八年度税制改正を含め、政策を総動員してまいります。

あわせて、経済再生なくして財政健全化なしの方針のもと、今後とも、経済・財政一体改革を不退転の決意で断行し、二〇二〇年度の財政健全化目標を実現してまいります。

法人税改革についてお尋ねがありました。安倍内閣においては、平成二十五年度及び二十六年度の税制改正において、企業の賃上げや投資

拡大を支援するため、所得拡大促進税制などの政策税制を充実いたしました。

政労使会議の開催といった取り組みのほか、こうした政策税制も一つのきっかけとして、二年連続の大幅な賃上げが実現するなど、経済の好循環が確実に生まれてきたものと考えております。

また、今般の法人税改革も、企業が収益力を高め、賃上げや投資拡大に一層積極的に取り組むよう促すための改革であり、来年度の税制改正では、改革二年目にして法人実効税率二〇％台を実現することとしております。

これにより、企業のマインドが変わり、賃上げ等の取り組みにつながっていくことを期待しております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 軽減税率制度の導入に向けた政府の取り組みについてのお尋ねがあつております。

平成二十九年四月の軽減税率制度の導入に向け、事業者が円滑に準備が進められるよう配慮することは大変重要なことであると考えております。

このため、今般国会に提出いたしました税制改正法案にも明記をいたしておりますように、軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないように万全な準備を進めていくため、政府に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証しつつ、軽減税率制度の円滑な導入及び運用に向けた必要な対応を行うこととしております。

その一環として、制度の周知徹底、相談への対応を丁寧に行うとともに、中小の事業者が複数税率に対応するために必要なレジの導入やシステム

の改修などに対して資金的に支援することとしております。

予備費や補正予算で手当てするなど、政府として万全の準備を進めているところであります。(拍手)

(国務大臣林幹雄君登壇)

○国務大臣(林幹雄君) 地方経済再生のための総合的な中小企業、小規模事業者支援策についてお尋ねがありました。

日本経済を持続的な成長軌道に乗せていくためには、全国津々浦々の中小企業、小規模事業者を力強く後押しするべく、さまざまな支援を行っていくことが必要です。

そのため、まず、生産性向上を支援すべく、税制面では、生産設備の固定資産税について大胆な減税を行う考えです。予算面では、ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金により、新商品の開発などを支援してまいります。

さらに、よろず支援拠点を拡充し、各都道府県において、中小企業、小規模事業者の経営課題に関する相談に一層きめ細かく応じてまいります。

また、これら税制面や予算面での支援だけでなく、下請取引を適正化し、中小企業の収益拡大を図ることも不可欠と考えています。このため、現在、三次下請、四次下請など、取引上の立場の弱い中小企業を含めて、産業界に対する大規模な調査を実施中であり、年度末までに結果を取りまとめます。この調査の結果を踏まえ、下請取引の適正化のために必要な対策を講じてまいります。

経済の好循環を実現していくため、税制を含めたあらゆる施策を総動員することにより、地域の中小企業、小規模事業者をしっかりと支援してまいります。(拍手)

所得税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する木内孝胤君の質疑

○議長(大島理森君) 木内孝胤君。

(木内孝胤君登壇)

○木内孝胤君 維新の党、木内孝胤です。

民主・維新・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

税は国家なりという言葉があります。税制は、そのあり方一つで、国の形、社会の形、国民の生活、経済、産業に大きな影響を与えるからです。

日本は、かつては一人当たりGDPが世界第三位でありましたが、現在は二十七位まで落ち込み、数字以外にも多くの課題や危機に直面しています。しかしながら、今回の税制や予算で見えてきたのは、その危機を克服しようという政府の強い意思ではなく、目先の参議院選挙に向けた年金生活者向けの三万円のばらまき、政府税調や自民党内でも大半の議員が反対と言っている軽減税率を、選挙対策上仕方ないからという理由で賛成しているという安倍政権のいたらくです。これでは、税は国家ではなく、税は選挙対策資金と言いたくなってしまう。

まず、注目の軽減税率について安倍総理に伺います。一昨年四月に、消費税が五％から八％に引き上げられました。その際、逆進性対策がとられなかった結果、消費の低迷が続いています。今回の軽減税率の目的を改めて説明してください。逆進性対策を考えた場合、軽減税率は高所得者ほど恩恵が多いために有効打にならないことが、予算委員会、財務金融委員会などでも論理的に説明されています。所得の再分配が重要なテーマとなっている中で、なぜ効果の薄い軽減税率を導入するのでしょいか。

加えて、中小企業、小規模事業者から事務負担が大きいと反対意見が表明され、インボイス方式が導入されるまでの移行措置も評判の悪い問題をどのように解決なさるお考えでしょうか。

軽減税率の一兆円の財源について伺います。社会保障の自己負担を減らす総合合算制度を見送りにして、四千億円の財源が捻出されました。そもそも、社会保障を充実させるために消費税を増税したことに矛盾していないでしょうか。残りの財源六千億円を捻出するめどは立っていない。子育て費用や社会保障を削減しないと明言できないのは、削減する可能性があるということでしょうか。

軽減税率の適用品目の決定プロセスについては、利権の温床になってしまふ可能性がありま。そのいい例が新聞です。本来であれば公正に軽減税率の問題点を報道するべきメディアの幹部が、安倍総理と会食を重ね、自分たちだけは軽減税率の対象にしようという安全地帯に身を置いています。

会食の場所が新聞の軽減税率の陳情を受けたことはあります。新聞業界の受ける恩恵は幾らと試算しています。会食の費用は誰が負担しているのでしょうか。政治家の癒着構造について厳しい目が向けられる中で、避けるべき行為だという認識はないのでしょうか。

民主・維新・無所属クラブは、格差の是正、公正な再分配として、給付つき税額控除という法案を提出予定であります。公平、中立、簡素で、格差の是正にもなり、事業者負担も軽いというメリットがあります。安倍総理は、この給付つき税額控除と軽減税率を比較して、どのような長所や短所があるとお考えでしょうか。

日本のみならず、公正な再分配は世界的な課題となつています。スイスやフィンランドでは、月額三十万円や十一万円のベーシックインカム導入の是非を問う国民投票が実施される予定です。

一気に十一万円とはいきませんが、給付つき税額控除は日本版ベーシックインカムともいえるべき安心を生み出す新たなセーフティネットの制度です。安倍総理は、公正な再分配としてのベーシックインカム及び給付つき税額控除をどのようにお考えですか。トリクルダウンが機能しないという理解が世界的にも進む中で、所得が低い方ほど消費性向が高く、成長戦略としても有効との認識はありでしょうか。

二〇一七年四月の消費税の増税について安倍総理に伺います。

維新の党は、税と社会保障の一体改革の三党合意には参加していません。増税をする前にやるべきことがある、議員定数の削減、身を切る改革、デフレ脱却や経済再生を先に実現するべきという立場であつたからです。

増税を先行したところ、実際に議員定数の削減はほごにされ、歳出削減は置き去りにされてしまいました。三党合意を進めた民主党の議員からは、自民党は三党合意をほごにしているという声が多く聞かれます。自民党は十名の議員定数の削減すら先送りしている、社会保障の将来像を示さない、金持ち優遇の軽減税率の財源に社会保障をカット、景気条項を廃止しているなどです。

安倍総理は、三党合意はきちんと守られているとお考えでしょうか。合意をほごにするのであれば、軽減税率を前提とした一〇％への増税は受け入れられないと考えるのが自然ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

景気条項もそうです。不確実性を増している世界経済、昨日発表された十月・十二月期の実質GDPも予想以上の減速で、年率マイナス一・四％であつたことをしても、総理には足元の経済状況に謙虚に向き合つていただき、再分配政策が個人消費の喚起につながると前向きに取り組んでいただきたいと考えます。

アベノミクスの成長戦略である三本目の矢が見えないということに、金融資本市場から失望の声が多く聞かれます。

元大蔵省の経済学者野口悠紀雄氏が、日本経済の仕組みは戦争直前の一九四〇年にできた戦時統制経済だと定義づけておられます。復興期や高度経済成長期には適した制度であつたと言われますが、成熟した国においては、統制型の経済は産業の新陳代謝や活力をもたらさないものであります。

日本を公正で自由な経済の仕組みに変えることが、長年言われてきた構造改革の要諦ではないかと考えます。安倍政権になつてから潜在成長力はむしろ下がつていく中で、三本目の矢の何が不足しているとお考えですか。

多くの識者の間で、潜在成長率を引き上げる政策として、外国人労働者の受け入れとの意見があります。年間二十万人から三十万人程度の受け入れについて、安倍総理はいかがお考えでしょうか。

麻生財務大臣に伺います。

法人税率の引き下げは税収中立です。外形標準課税の付加価値制は雇用マイナスイメージのある愚策だと考えますが、雇用への影響はいかがお考えでしょうか。透けて見えるのは、税率を下けたという選挙向けのアピールで、実態は企業の内部留

保をふやすだけの税制です。

我々野党が甘利前大臣や遠藤大臣の政治と金の問題を追及するのは、政治家の癒着構造によつて行政の公正な仕組みがめらめらされているからなのです。きょうも甘利前大臣はこの本会議に出てきていません。説明責任に類かむりをして、逃げ回っているではありませんか。

昨日の、甘利前大臣の秘書による、二十億円と提示してくれという発言の録音テープで明らかになつた事実をもって、秘書は補償交渉にかかわつていないという甘利前大臣の記者会見の説明は、一挙にその信頼性が失われました。明らかに虚偽の説明をした以上、甘利前大臣の証人喚問を求めるほかなく、これを拒否するのは疑惑隠しと断じざるを得ません。疑惑隠し内閣のそしりを受けたくないのであれば、私たちの求めに対し、安倍総理は証人喚問要求に対する誠実な答えを返してください。

また、先ほど新聞と軽減税率の質問をしたのも、国民の生活ではなく、特定の団体や業界を向いた税制になつてしまっているからです。だからこそ、企業・団体献金の廃止を我々は訴え、それを自主的に実行しているのです。

あつせん利得疑惑に関して説明責任を果たさうとしない中で、ワイドショーネタの事案は議員辞職をさせる、齒舞が読めない北方領土担当大臣、復興地域から信頼を失つた環境大臣、復興大臣、全ては選挙を強く意識し過ぎてゆがめられてしまつた大臣の人選と政策です。総理として、機能不全の大臣たちを更迭する予定はありませんか。

我々は、活力ある経済を取り戻すために、行政改革、産業の新陳代謝を訴え続けてきました。まず、政府機関の民営化について伺います。

二〇〇六年、小泉総理のもとで安倍総理が官房長官でいらしたときに、政策投資銀行、商工中金の民営化を決めました。震災のため一旦民営化を延期し、昨年再度延期されました。甘利前大臣問題で注目されているUR、都市再生機構を含めて、この三つの組織を民営化するお考えはないでしょうか。URは十三兆円の資産を持つています。民営化し、売却すれば、政府の負債は大きく減ります。政投銀の官民ファンドもやめるお考えはありませんか。

改革は先送りの一方で、安倍総理は民間の会社に対して、設備投資をし、賃金を上げる、あぐくの果てには携帯電話料金を下げるとおっしゃいます。日本は統制経済ではないはずですが、そんな暇があれば、NHKの受信料下げの約束を実行させるお考えはありませんか。NHKは五千億円を超える資金をため込んでいますから財源は十分です。

麻生財務大臣に財政再建についてお伺いいたします。

千四百四十兆円の借金、一人当たり八百二十四万円です。二〇二〇年のプライマリーバランス黒字化目標は大切ですし、財政再建は重要な課題です。一方で、政府資産も六百五十兆円あります。

例えば、日本たばこの株式二・九兆円、NTTの株式三・四兆円をなぜ売却しないのでしょうか。業たばこ農家の保護も全量買い取り制度も否定しません。長期契約をすれば解決します。外国為替特別会計、労働保険特別会計も財源として活用するお考えはありませんか。

第三の矢に関連する生産性の向上、産業の新陳代謝、イノベーションについて伺います。

昨今、日本を代表するような有能な実業家が海

外に拠点を移したり、国外で起業する例が後を絶ちません。その理由の一つは、時代おくれとなつた日本の税制にあります。有能な日本人の流出を防ぐだけでなく、むしろそういう人材を世界から集めなければ、日本の将来はありません。そのためには、まず税制を戦略的に見直すことが肝要です。

金融市場の活性化に背を向けた、ピント外れの税制改正が目立ちます。代表例が、先月から上場株式と非上場株式に係る譲渡所得がそれぞれ別個の分離課税対象となり、両者の損益通算を認めなくなつたことです。この措置により、新規事業育成や事業再生への個人資金の導入が極めて困難になりました。時代おくれの税制を象徴する改悪であり、このままでは実際に日本を金融後進国にしてしまふおそれ強いと考えますが、いかがでしょうか。

しがらみだらけの統制型の経済を壊し、自由で公正な経済の仕組みへの転換、創造的なイノベーションを通じての活力、公正な分配による、国民の生活を豊かにするための改革を進めていく。我々こそが、改革勢力を結集し、その先頭に立つことを宣言して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 軽減税率制度の目的等や事業者の方々への配慮についてお尋ねがありました。

政府としては、これまで税制抜本改革法に基づき、消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮の観点から、軽減税率制度、給付つき税額控除、総合合算制度について検討を行うとともに、消費税率八％への引き上げ時から、簡素な給付措置を実施してきたところであります。

軽減税率制度は、給付つき税額控除といった給付措置とは異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費、利活用している商品の消費税の負担を直接軽減することにより、買い物の都度、痛税の緩和を実感できるとの利点があり、この点が特に重要であるとの判断により、導入を決定いたしました。

また、年収の低い方の食料品等の消費支出に占める割合は高収入の方よりも高くなつており、消費税が有している、いわゆる逆進性の緩和の観点から有効であると考えております。

さらに、日々の生活の中で痛税の緩和を実感していただくことで、消費者の消費行動にもプラスの影響があるものと期待できるのではないかと考えています。

いわゆるインボイス制度については、事業者の準備負担に配慮し、平成三十三年四月に導入することとし、それまでの間、簡素な方法によることとしております。

また、軽減税率制度の導入に向け、制度の周知徹底、相談への対応を丁寧に行うとともに、中小の小売事業者等が複数税率に対応するために必要なレジの導入やシステムの改修等に対して資金的に支援することとしており、予備費や補正予算で手当てを行っているところであります。

いずれにせよ、事業者の皆様の御理解を得ながら、軽減税率制度が円滑に導入できるよう、事業者の準備状況の検証をしつつ、政府として万全の準備を進めてまいります。

軽減税率と社会保障のあり方についてのお尋ねがありました。

社会保障と税の一体改革における社会保障の充実については、消費税財源による二・八兆円に加

えて、社会保障改革プログラム法に基づく重点化、効率化による財源を合わせて実施することとしており、総合合算制度を実施する場合にはその中で対応することとしております。

したがって、総合合算制度は、低所得者対策の候補の一つとなつていましたが、社会保障の充実二・八兆円には含まれておらず、既に決まっていた社会保障を削減するものではありません。

総合合算制度の見送りにより生ずる財源〇・四兆円程度以外の軽減税率導入の財源〇・六兆円程度については、現時点で具体的な措置内容が念頭にあるわけはありませんが、今後、歳入歳出両面にわたつて、聖域なくしっかりと検討してまいります。

他方、社会保障についても、聖域化させることなく、効率化や無駄の排除を行っていく必要があります。

いずれにせよ、軽減税率導入の財源確保を目的として、子育て費用を含め、必要な社会保障費を切ることと考えていません。

新聞については、軽減税率制度を適用することへのお尋ねがありました。

新聞については、日常生活における情報媒体として、全国あまねく均質に情報を提供し、幅広い層に日々読まれていること、この結果、新聞の購読料に係る消費税負担は逆進的になつていていること等の事情を総合的に勘案し、軽減税率の適用対象とすることとしたところであり、新聞業界との癒着であるとの御指摘は全く当たりません。

新聞を軽減税率の対象とすることは、購買者の負担の軽減につながるものと考えており、これによる減収額は年二百億円と推計しているところであります。

なお、私は、政治家個人の活動として、各界の方々さまざまな機会に意見交換を行っているところではありますが、その詳細について申し上げることは差し控えていたきたいと思います。

消費税率引き上げに伴う低所得者対策についてのお尋ねがありました。

軽減税率制度は、給付つき税額控除、総合合算制度と並び、消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮の観点から、検討課題の一つでした。給付つき税額控除は、所得の低い方に焦点を絞った支援ができるとの利点はあるものの、消費税そのものの負担が直接軽減されるものではなく、消費者にとつて痛税の緩和の実感につながらないという問題、所得や資産の把握が難しいといった問題等があるものと承知しています。

また、国が全ての個人に対して最低限の所得保障を無条件に与えるという、いわゆるベーシックインカム制度については、日本の社会保障制度における自助自立を第一に、共助と公助を組み合わせるといふ基本的な考え方との関係など、さまざまな論点があるものと承知しています。

他方、軽減税率制度は、給付つき税額控除とは異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費、利活用している商品の消費税の負担を直接軽減することにより、買い物の都度、痛税の緩和を実感できるとの利点があり、この点が特に重要であるとの判断により、導入を決定いたしました。また、痛税を緩和することにより、消費者の消費行動にもプラスの影響があるものと期待できるのではないかと考えています。

なお、安倍内閣の経済政策は、いわゆるトリクルダウンではなく、経済全体のパイを大きくし、好調な企業の収益を賃上げ等につなげ、雇用や所

得の拡大を通じて経済の好循環を回すことを目指すものであります。今後も、アベノミクスの成果を国民の皆様が一層実感いただけるよう、各種政策にしっかりと取り組んでまいります。

社会保障と税の一体改革に関する三党合意についてお尋ねがありました。

国会議員の定数については、自民党においても現在議論が進められているところでありますが、衆議院選挙制度に関する調査会から出された答申を各党各会派が尊重し、小さな政党にも配慮しながら真摯に議論を行い、早期に結論を得ることによって国民の負託にしっかりと応えていくべきであると考えております。

消費税率一〇％への引き上げについては、三党合意を経て成立した税制抜本改革法の景気判断条項に基づくとともに、三党合意の、時の政権が判断するとの文言も踏まえ、一昨年に延期を決定するとともに、リーマン・ショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り、二〇一七年四月に確実に実施することとしました。

軽減税率制度は、三党合意を経て成立した税制抜本改革法に基づき、消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮の観点から検討し、政府・与党として、導入するとの結論を得たところであります。

社会保障制度改革については、三党合意を経て成立した各般の法律の枠組みに沿って、消費税増収分を活用した制度の充実、安定化と同時に、重点化、効率化を着実に進めています。軽減税率制度の導入に当たり、安定的な恒久財源を確保することにより、社会保障と税の一体改革における二・八兆円程度の充実に必要な財源は確保する考えであります。

このように、社会保障と税の一体改革については、三党合意に沿った取り組みを進めており、三党合意をほごにするものとの御指摘は全く当たりません。

我が国の実体経済を見れば、もはやデフレではないという状況をつくり出す中で、名目GDPは二十七兆円ふえ、企業の収益は過去最高となり、就業者数は百万人以上増加するなど、日本経済のファンダメンタルズは確かなものと認識しています。こうしたファクトをまずはしっかりと見ていただきたいと思います。

今後とも、より力強い賃金上昇の実現を促すとともに、消費の底上げ効果が発現するように、最低賃金の引き上げを含め、各種政策にしっかりと取り組んでまいります。

成長戦略と外国人労働者受け入れのための施策についてお尋ねがありました。

成長戦略については、これまで、農業、医療、エネルギーなどの分野で、岩盤と言われてきた規制改革を実現し、訪日外国人旅行者数が過去最高、農林水産物・食品輸出が過去最高、海外インフラ受注額が増加するなどの成果が出ています。これらの改革により、農業、エネルギー分野等で、商品、サービスが多様化し、消費者の利便性の向上につながる動きが出てきています。

今後は、企業の収益を、賃上げを通じて消費の拡大や民間投資の拡大につなげていくことに加え、成長戦略をさらに進化させます。具体的には、人工知能、ロボット、IoTといった挑戦的な研究を支援するとともに、規制改革をさらに進め、投資の拡大を促します。

外国人労働者の受け入れについては、これまで、高度外国人材の受け入れ促進に加え、二〇二

〇年オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、建設分野等における外国人材の受け入れを進めています。

中長期的な外国人材受け入れのあり方については、真に必要な分野に着目しつつ、今後、内容の具体化を検討してまいります。

なお、安倍政権は、いわゆる移民政策をとることは全く考えておりません。

こうしたあらゆる政策を総動員していくことで、潜在成長率を押し上げ、実質二％程度、名目三％程度を上回る経済成長を実現し、GDP六兆円を実現してまいります。

甘利前大臣の国会への喚問についてお尋ねがありました。

国会の運営については国会がお決めることと考えております。その上で、政治活動については、内閣、与党、野党にかかわらず、一人一人の政治家が、国民の信頼が得られるよう、みずから襟を正し、説明責任を果たすべきものであります。

甘利前大臣自身も、先般の記者会見において、引き続き調査を進め公表すると語っており、今後ともしっかりと説明責任を果たしていくものと考えております。

安倍内閣における閣僚の人選についてお尋ねがありました。

まず、政治活動については、内閣、与党、野党にかかわらず、一人一人の政治家が、国民の信頼が得られるよう、みずから襟を正し、説明責任を果たすべきものであります。

その上で申し上げれば、政治は結果であり、安倍内閣の評価は、その結果が出せたか否かで、最終的に国民の皆様が判断するものと考えます。その考えのもとに、老壮青のバランスのもと、適材

適所を第一に、国政を力強く前進させ、結果を出している体制を整えたところであります。内外の課題が山積する中、今後、さらに緊張感を持って、内閣一丸となって政権運営に当たることにより、国民への責任を果たしていく決意であります。

日本政策投資銀行などの民営化とNHKの受信料についてのお尋ねがありました。

昨年の法改正により、日本政策投資銀行及び商工中金には、当分の間、危機対応業務が義務づけられ、また、日本政策投資銀行は、ファンドを通じて限定的かつ集中的な成長資金の供給を行うこととされています。現時点では、両機関には、こうした民間だけでは十分に果たし切れない資金供給を補完すべき役割があると考えます。

いずれにせよ、両機関の完全民営化の方針は堅持しており、今後、各業務の運用状況や社会情勢の変化を踏まえ、適時適切に完全民営化に向けた検討を行ってまいります。

URについては、これまで民営化の御議論もありましたが、多額の有利子負債を抱えるなどの財務上の問題もあり、独立行政法人として、子育てや高齢者世帯などが安心して住み続けられる賃貸住宅、都市再生事業、被災地の復興事業などに役割を重点化しています。引き続き、民業補完を徹底してまいります。

NHKにおいては、公共放送としての役割を踏まえ、合理化、効率化に努めるとともに、国民・視聴者への説明責任をしっかりと果たしていくべきと考えております。その上で、放送を取り巻く環境変化も踏まえ、受信料を含め、国民・視聴者への還元についても継続的に検討していただきたいと考えております。

金融所得課税についてお尋ねがありました。

御指摘の上場株式と非上場株式の譲渡所得の損益通算については、非上場株式を利用した租税回避を行うことも可能となつてゐることを踏まえ、その譲渡損益については、平成二十五年年度税制改正において、損益通算の対象から除外し、平成二十八年から適用することとされました。

他方、ベンチャー企業を支援する観点から、一定のベンチャー企業の非上場株式の譲渡損失については、引き続き、上場株式の譲渡益との損益通算を可能とするエンジェル税制が設けられてゐるところであり、時代おくれの税制を象徴する改悪であるとの御指摘は当たらないと考えております。

さらに、法人実効税率を来年度から一気に二〇％台へと引き下げ、国際的に遜色のない水準へと法人税改革を断行するなど、時代の流れを踏まえた税制の戦略的な見直しに取り組んでゐるところであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 法人税改革と外形標準課税についてのお尋ねがあつております。

今般の法人税改革は、法人事業税の外形標準課税の拡大などにより、財源をしつかりと確保しながら法人実効税率を引き下げるものであります。また、企業が収益力を高め、賃金引き上げや雇用の拡大などに積極的に取り組むよう促すための改革でもあります。

法人事業税は総務大臣が所管をしておられますが、外形標準課税の付加価値制につきましては、人件費の割合が高い企業は一定割合以上の給与等

を課税ベースから控除する制度がありますほか、

さらに、二十七年年度税制改正で、給与等の増加分を課税ベースから控除する制度の導入も行うところであり、雇用にマイナスであるとの御指摘は当たらないものと承知をいたしております。財政健全化に向けた政府資産の活用についてのお尋ねがあつております。

J・T、日本たばこ産業株式会社の株式保有は、国産タバコ全量買い取りを実質的に担保するなどの意義を有しておると存じます。その意義も踏まえ、二十七年の六月の財政制度審議会の中間報告では、現時点でのJ・T株式のさらなる売却を適当と判断すべきではないとする一方、専売制度改革当時からの、全株売却して完全民営化を目指すとの基本的な方向性を引き続き堅持すべきとされたところであります。

NTTにつきましては、電話サービスを全国あまねく適切、公平、安定的に提供する責務を有するなど、公共的な役割を担つております。こうした公共的役割を踏まえ、引き続き、NTT株式の政府保有を維持する必要があると承知をいたしております。

外為特会、外国為替資金特別会計の保有する、いわゆる外貨資産の活用につきましては、外貨から円貨への転換が必要となりますので、実質、ドル売り・円買い介入として、金融・為替市場に不測の影響を及ぼすおそれがあること、また、見合いの負債として政府短期証券を抱えていることなどから、慎重な検討が必要と考えております。なお、毎年度の剰余金につきましては、その相当程度を一般会計に繰り入れておるところであります。

労働保険特別会計につきましては、その積立金

は労働者や雇用者が負担する保険料が原資となつておりますのは御存じのとおりです。保険給付以外の財源として活用することは適切ではないのではないかと、そう承知をいたしております。

いずれにせよ、財政健全化につきましては、二〇二〇年度のプライマリ・バランス黒字化に向けて、昨年に策定をされました経済・財政再生計画に基づき、歳入歳入両面での取り組みを着実に実施してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(大島理森君) 伊藤渉君。

(伊藤渉君登壇)

○伊藤渉君 公明党の伊藤渉です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。(拍手)

足元の金融市場に混乱が見られるものの、二〇一二年十二月の第二次安倍内閣閣議後、この三年間で名目GDPは二〇〇八年四月六月期以来の五百兆円超え、実質GDPは二〇一三年一―三ヶ月に三四半期連続のマイナス成長から反転し、約十二兆円の増となつています。

雇用及び賃金の状況については、就業者数が百二十万人近く増加、有効求人倍率は一・二七、失業者数は約五十万人減少し、不本意非正規雇用者は二十一万人減少しています。

財政健全化も着実に進捗をしており、基礎的財政収支の対GDP比は、二〇一五年度の半減目標を達成し、二〇一六年度予算案ではマイナス二・九％へと縮小する見込みです。成長なくして財政再建なし、このフレーズのとおり、着実に経済財政運営は進みつつあると言えます。

デフレからの脱却は今が正念場であり、消費、投資、生産、雇用、こういうものが喚起をされ、成長と分配の好循環を生み出していかねければなりません。

どうやって消費や投資につなげていくのか。人口減少下において、毎年一―二％ずつ労働力が減少していく一方で、賃金が三％程度上がってくれば、企業は三％程度、生産価値あるいは生産性を上げていくことができます。このサイクルをつくり出すことが極めて重要です。

そのために、特に省人化、省力化あるいは省エネ化というところへの投資が必要となつてきます。ペアとボーナスで賃金を三％程度上げられる環境をつくつていかなければなりません。

また、日本は高齢社会であり、ビッグデータやAIを使った予防医療やロボットの活用など、投資機会はたくさんあります。公共サービスへの民間事業者による積極投資の機会を広げていくことも重要です。

さらに、農林水産業は世界ではどんどんハイテク産業化しています。農林水産業分野のハイテク産業化への貢献と新しい時代の幕あけがTPPであります。

足元の世界経済を見れば、金融市場を中心に混乱が見られ、不透明感が漂つておりますが、現在の経済情勢に対する認識並びに安倍内閣の考える経済財政政策の方向性について、安倍総理の答弁を求めます。

こうした局面において、メッセージ性を持つ税制改正は極めて重要です。税制改正の内容等について、何点か伺います。

我が国の租税体系は、所得課税を税制の中心に据えつつ、消費課税にウェイトをやや移していま

す。相続税等の資産課税についても適正化を図りつつあります。経済社会のストック化、国際化により、資産を課税ベースとして重視すべきか否か、議論が高まっています。

富の集中防止、再配分や格差の是正の観点から、資産にも課税すべきといった考え方がある一方で、資産課税は資本蓄積を低下させ、長期的な成長率を低下させるのではないかの懸念も提起されています。

政府の考えるこれからの資産課税のあり方、それに基づく一般の資産課税改正の方向性について、財務大臣の答弁を求めます。

課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという考え方のもと進められている法人税改革。思い切った政策減税が期待される一方で、企業の内部留保は三百五十兆円を超えています。財源手当てがないまま法人税減税を前倒しで実施しても、経済界のマインドが変わらなければ意味がありません。

法人税改革は、成長と分配の好循環とGDP六百兆円経済の実現に向けて、いまだ十分でない設備投資の拡大と賃金の引き上げ、雇用の安定と労働参加を推進すること、これが最大のポイントとなると考えます。

そこで、投資促進、生産性革命の一環として、法人実効税率の早期二〇％台引き下げへの道筋をつけ、平成二十八年年度には二九・九七％、さらに平成三十年度には二九・七四％となります。

その上で、賃金、最低賃金引き上げを通じた消費の喚起のため、名目成長率三％程度の賃上げや最低賃金の引き上げの実現が期待されます。

特に、この賃上げの流れが、約七割の雇用を生み出している中小・小規模事業者へも波及をする

よう、取引価格の適正化など、できる限り多くの企業において賃上げが可能となる環境づくりに、さらに政府は力を入れていただきたいと思えます。

ちなみに、賃金の上昇に向けた所得拡大促進税制の適用額は、平成二十六年度租税特別措置適用実態調査によると、二千四百七十八億円となっています。こうした政策減税で得られた資金がその目的に沿って活用されるよう、経済界の協力が不可欠です。

労働への対価をコストと見る視点から、さらなる成長への投資と見る視点へと、発想の転換を強力に後押しし、賃金上昇による消費と投資を喚起するための施策を力強く推進することが求められています。総理の御決意をお伺いいたします。

所得税のあり方について、平成二十九年年度税制改正に向けた検討課題となっています。いわゆる百三万円、百三十万円の壁の除去が目ざされがちですが、人口減少、少子高齢社会の中で、広く家族のあり方、働き方の変化など、さまざまな社会的な構造変化を踏まえつつ、所得税改革を進めていくことが重要です。

個人単位課税の原則は変えないこと、家族の働き方にかかわらずできる限り中立であること、可能な限り世帯単位での負担が公平になること、特に、若い世代の世帯所得をどう底上げしていくのかという視点が重要だと考えます。

今後の所得税改革の方向性について、財務大臣の見解をお伺いいたします。

平成二十四年六月十五日、民主、自民、公明三党は、社会保障と税の一体改革に関する三党合意

を取り交わしました。その三党合意に基づき修正された税制抜本改革法第七条一項において、総合算制度、給付つき税額控除、そして複数税率、軽減税率の三つを総合的に検討した上で低所得者対策を講じるとしており、今般の政府・与党の対応は、この三党合意に基づき責任を持つて対応していることは明らかです。

三党合意の当事者である民主党の一部議員が、その選択肢の一つである軽減税率を天下の愚策とまで言っていることは、極めて遺憾であります。初めから軽減税率は実現するつもりがなかったのだとしたら、なぜ三党合意を行ったのか、残念ながら理解できません。

三党合意に基づいて軽減税率を選択した理由、軽減税率の必要性、効果について、改めて総理にお伺いいたします。

軽減税率制度に関しては、その区分経理、納税事務を担う事業者、特に中小・小規模事業者の方が不安を持っています。軽減税率制度は、インボイス制度の導入までの間、これまでの帳簿方式を基準にした簡易な制度であることを十分に理解いただながら、レジの導入、更新、相談窓口の設置など、政府一体となって取り組むことが重要です。もちろん、インボイス制度の導入に向けてのさまざまな準備もしつかり進めていかなければなりません。

軽減税率制度の導入に向けて、レジの導入、更新、システム改修、関係者への周知や対応サポート体制の整備等の支援が全ての中小小売事業者等に対応できるよう、予算措置を含めて万全を期していただきたいと思います。総理の答弁を求めます。

世界経済の先行き不透明感も重なり、本年の年明けからの経済動向は不安定な要素も見受けられ

ます。こうした経済情勢であるからこそ、立法府の責任として、来年度予算及び税制改正法案を年度内に成立させることが極めて重要であると申し上げ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 伊藤渉議員にお答えいたします。

経済情勢と経済財政政策の方向性についてお尋ねがありました。

世界的にリスク回避の動きが金融市場で広がる中、我が国の市場でも変動が見られています。これは、中国の景気減速への懸念や原油価格の低下、米国の利上げの動向等の海外要因が背景と見られています。

しかしながら、我が国の実体経済を見れば、もはやデフレではないという状況をつくり出す中で、政権発足以降、名目GDPは二十七兆円増加、企業の収益は過去最高、就業者数は百万人以上の増加、日本経済のファンダメンタルズは確かなものと認識しています。

今後は、これまでの経済政策を一層強化し、企業の収益を、賃上げを通じて消費の拡大や民間投資の拡大につなげていくことに加え、成長戦略をさらに進化させます。

IoT、ビッグデータ、人工知能といった新技術への積極果敢な投資を促すことにより、生産性革命を実現するとともに、徹底した省エネルギーを推進し、人口減少下における供給制約を克服します。

また、中堅・中小企業や農業者が、TPPで開かれる新しいチャンスをつかんで飛躍できるよう、政策を総動員して応援していきます。

あわせて、PPPやPFIの取り組みを強化し、公的サービス、資産の民間開放を進めてまいります。

さらに、アベノミクスによる成長の果実を活用し、希望出生率一・八や介護離職ゼロという新たな第二、第三の矢に向けた施策によって社会保障の基盤を強化することにより、さらなる成長につなげ、成長と分配の好循環をつくり出してまいります。

消費と投資の喚起についてお尋ねがありました。

日本経済を持続的な成長軌道に乗せていくためには、過去最高の企業収益を、設備投資や賃金引き上げによる消費の拡大、中小企業の業況の改善につなげ、経済の好循環を確実なものにしていかねければなりません。このため、未来投資に向けた官民対話などの場で、企業の積極的な取り組みを要請してきました。

産業界からは、昨年、政府による政策対応を前提に、二〇一八年度に設備投資は八十兆円まで拡大との意欲的な見通しが示されたほか、今春の賃上げについて、名目三％成長への道筋も視野に、収益が拡大した企業に対し、二〇一五年を上回る賃上げを期待し、前向きな検討を呼びかけるとの方針が示されており、その実現を期待しています。

最低賃金については、安倍政権において三年連続で大幅に引き上げており、合わせて五十円の大幅な引き上げとなりました。今後、年率三％程度を目途に引き上げ、全国加重平均が千円となることを目指してまいります。

政府としては、こうした取り組みを後押しすべく、成長志向の法人税改革、新たなビジネスを可

能とするための規制改革、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や下請等の中小企業の取引条件の改善等に取り組んでいます。

経済の好循環の実現に向けて、こうした施策にしっかりと取り組んでまいります。

軽減税率制度についてのお尋ねがありました。委員御指摘のとおり、三党合意を経て成立した税制抜本改革法において、軽減税率制度は、給付つき税額控除、総合合算制度と並び、消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮の観点から、検討課題の一つでありました。

そうした中で、軽減税率制度は、給付つき税額控除といった給付措置とは異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費、利活用している商品の消費税の負担を直接軽減することにより、買い物の都度、痛税の緩和を実感できるとの利点があり、この点が特に重要であるとの判断により、導入を決定しました。

また、年収の低い方の食料品等の消費支出に占める割合は高収入の方よりも高くなっており、消費税が有している、いわゆる逆進性の緩和の観点からも有効であると考えています。

さらに、日々の生活の中で痛税の緩和を実感していただくことで、消費者の消費行動にもプラスの影響があるものと期待できるのではないかと考えております。

軽減税率制度の導入に向けた政府の取り組みについてお尋ねがありました。

平成二十九年四月の軽減税率制度の導入に向け、混乱が生じないよう、政府に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を確認しつつ、軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な対応を行うこととしております。

その一環として、制度の周知徹底、相談への対応を丁寧に行うとともに、中小の小売事業者等が複数税率に対応するために必要なレジの導入やシステムの改修等に対して資金的に支援することとしており、予備費や補正予算で手当てを行っていらっしゃる所でありました。

また、いわゆるインボイス制度については、事業者の準備負担に配慮し、平成三十三年四月に導入することとし、それまでの間、簡素な方法によることとしております。

いずれにせよ、軽減税率制度の導入に当たり、政府として万全の準備を進めてまいります。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 資産課税のあり方についてのお尋ねがあつております。

相続税につきましては、平成二十七年より、再分配機能の回復等の観点から、基礎控除を引き下げ、最高税率も引き上げるといった改正を実施いたしております。まずは、こうした見直しの影響を注視していく必要があるものと考えております。

また、資産課税全般のあり方につきましては、昨年の骨太の方針において、税体系全般にわたりますオーバーホールを進める中で、格差の固定化を防止する観点等から見直しを行うこととされておりまして、経済社会の構造変化も踏まえながら、引き続きよく考えてまいらねばならないと考えております。

所得税改革の方向性についてのお尋ねがあつております。個人所得課税につきましては、昨年六月の骨太

の方針におきまして、総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行うとされておりました。昨年十一月に、政府税制調査会におきまして中間的な論点整理が取りまとめられております。

この論点整理等におきましては、個人単位の課税を基本としつつ、低所得の若年層や子育て世代の活力維持と格差の固定化防止、働き方に対する中立性、公平性の確保など、見直しに当たつての基本的な考え方が示されているところであります。

今後、政府税制調査会におきましてさらに検討が進められるものと承知しておりますが、まずは、その議論を見守つてまいりたいと考えておるところであります。(拍手)

○議長(大島理森君) 宮本岳志君。

〔宮本岳志君登壇〕

○宮本岳志君 私、日本共産党を代表して、所得税法等改正案について総理に質問いたします。(拍手)

総理は、施政方針演説で、三年間のアベノミクスは大きな果実を生み出したと自画自賛してみせました。しかし、一月の読売の世論調査でも、国民の七割が、安倍内閣のものとで景気の回復を実感していないと答えています。

大体、本当にそれほど経済がうまくいっているのなら、これほど国民の間から、暮らしや営業、雇用や老後をめぐって不安と怨嗟の声が上がるはずがないではありませんか。

確かに、大企業は、アベノミクスのもと、二年連続で史上最高の利益を更新し、内部留保は今や三百兆円を突破しました。しかし、国民の暮らしはどうか。厚生労働省が

二月八日に発表した二〇一五年の毎月勤労統計によると、実質賃金指数は前年を〇・九%も下回り、四年連続でマイナスです。

今起こっていることは、経済の好循環どころか、一層の貧困と格差の広がりはありませんか。総理の答弁を求めます。

アベノミクスの三本の矢は完全に破綻しました。異次元の金融緩和のかけ声のもと、日銀が年間八十兆円もの日本国債を買い入れ、市場に通貨を放出し、円安と株高を演出する政策も、もはや破綻は明瞭です。日銀は、マイナス金利などという禁じ手に手を出したあげく、経済と金融の安定性さえみずからの手で破壊し、円高と株価の乱高下を招いています。

内閣府が昨日発表した昨年十一月のGDP速報値は、前期比年率でマイナス一・四%と、GDP六百兆円どころか、逆に日本経済は縮小しています。その最大の要因が、GDPの六割を占める個人消費の減にあることは明らかです。総理、この現実を直視するなら、アベノミクスの破綻はもはや明瞭ではありませんか。

ところが、政府は、アベノミクスの第二ステージなどと言って、最初の三本の矢の総括も反省もありません。性懲りもなく新三本の矢なるものを持ち出してききました。総理は、最初から設計図があるような簡単な課題ではないなどと言いますが、その設計図は、紛れもなく財界、経団連が描いたものであります。

昨年一月一日に経団連が発表した「豊かで活力ある日本」の再生」と題した提言では、既に、GDP六百兆円の実現や人口一億人の維持などが打ち出されています。何よりも、経団連の榊原会長自身、経団連ビジョンで掲げた目標とはば内容的

には軌を一にしていると大いに評価しているではありませんか。答弁を求めます。

経団連は、この提言で、実効税率二五%までの法人税引き下げを求めています。財界の言うまま、さらなる法人税減税を進めるのですか。あわせて答弁を求めます。

本法案の内容である税制改正大綱は、この財界の意を受けたものであり、国民には消費税の増税など一層の負担を押しつけつつ、大企業には法人税減税の大盤振る舞いを続けようとするものです。法案では、大企業に、法人税のさらなる引き下げで、一兆円もの減税をばらまいてやろうとしています。

財界は、日本の法人税率は高いと言いますが、事実上反します。法定実効税率は、既に、二〇一一年度の三九・五%からことし三年度の三三・一%に引き下げられ、フランスの三三・三%、ドイツの二九・五%に比べても大差はありません。大体、あなた方がお手本のように言うアメリカのニューヨーク州の法定実効税率は、四五%を超えています。

麻生財務大臣は、先日の財務金融委員会、今回の改革で国際的に遜色のない水準へ移行できたと述べられました。総理も財務大臣と同じ考えかどうか、答弁を求めます。

大企業優遇の減税策は枚挙にいとまがありません。

報道によれば、研究開発減税を初めとする租税特別措置による政策減税は安倍政権下で倍増、二〇一四年度には少なくとも約一兆二千億円に上ると言われます。しかも、減税額のうち約六割を資本金百億円超の大企業が受けており、まさに大企業優遇措置ではありませんか。例えば、二〇一四

年度の研究開発減税は六千七百四十六億円と過去最高に達し、その九割以上は資本金十億円超の大企業に対するものです。

総理、日本の大企業の法人税は、実質負担率で見れば、高過ぎるどころか低過ぎるのです。これ以上引き下げる必要がどこにあるのか、答弁を求めます。

総理、消費税は、低所得者ほど負担が重い、逆進性を持つ税制です。この税率を引き上げれば、その逆進性も一層高まります。

たとえ食料品等の消費税率を現行の八%に据え置いたとしても、低所得者層ほど消費税負担の増加率が高まる、すなわち逆進性も高まるということをお認めになりますか。

一〇%への増税が、景気悪化の引き金を引き、日本経済に追い打ちをかけることは明瞭です。来年四月からの増税はきっぱり中止すべきではありませんか。答弁を求めます。

あなた方は、軽減税率があたかも低所得層に配慮したもののよう言いますが、とんでもありません。

私は、先日の財務金融委員会、来年四月の消費税一〇%への引き上げ時に簡素な給付措置が打ち切られること、これは、消費税八%への引き上げ時に、住民税非課税の約二二百万人に対して、消費税引き上げに伴う食料品支出額の増加分、三分分を補填するという建前の給付金であったことを明らかにしました。

簡素な給付措置が食料品の消費税三分分に値したかどうかはともかく、来年四月、それを打ち切れば、たとえ軽減税率によつて食料品等の税率を八%に据え置いたとしても、低所得世帯には二重の負担増になるではありませんか。答弁を求め

ます。

私の問いに麻生財務大臣は、簡素な給付措置打ち切りによる三分分の負担増を認めざるを得なくなり、消費税の引き上げの増収分は、全額社会保障費等々の充実、安定化に充てるなどと、その使途の問題にすりかえることしかできませんでした。

しかし、消費税は既に八%に増税されたが、社会保障の充実などどこにもありません。年金も介護も医療も、負担増と給付減のオンパレードであります。その上、安倍内閣は、毎年一兆円とも言われる社会保障の自然増を五千億円程度に圧縮することを決め、小泉内閣以上の血も涙もない社会保障費削減に踏み出しています。

総理、これでは、社会保障と税の一体改革の看板に偽りありと言われても仕方がないではありませんか。答弁を求めます。

また、いわゆるインボイス方式を前提にした軽減税率は、業者の実態を無視するもので、麻生財務大臣でさえ面倒だと言うのは当然です。インボイスが発行できない事業者は取引から排除され、実質的には免税点の形骸化につながるようになります。免税業者は潰れても構わないということなのか、答弁を求めます。

国民には一人当たり二万七千円、世帯当たり六万二千円もの消費税増税を押しつけながら、大企業には法人税減税や研究開発減税などの大盤振る舞い、このような経済政策、税制は全く逆立ちしています。

今こそ、我が党が提案している、貧困と格差を正し、暮らし最優先で日本経済再生を図るまともな道に経済、税制のかじを切りかえることを強く求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 宮本岳志議員にお
答えをいたします。

アベノミクスと格差の拡大についてお尋ねがあ
りました。

アベノミクス三本の矢の政策によって、もはや
デフレではないという状況をつくり出す中で、政
権発足以降、名目GDPは二十七兆円増加し、企
業収益は過去最高となりました。そして、好調な
企業収益を雇用・所得環境の改善につなげるこ
とにより、就業者数は百万人以上増加し、賃上げ
率は二年連続で大きな伸びとなるなど、経済の好
循環を生み出しました。

御指摘の実質賃金については、景気が回復し、
雇用が増加する過程において、パートで働く方が
ふえたことなどから、二〇一五年は前年比でマイ
ナスとなりましたが、変動の大きい賞与の影響を
除けば、昨年七月以降増加傾向となっています。

基本給を示す所定内給与は十月月連続のプラスと
なっており、パートで働く方を除いた一般労働者
で見ると、二十九月連続のプラスとなっています。
さらに、国民みんなの稼きである総雇用者所
得は、名目で見ても実質で見ても増加傾向となっ
ています。

こうした中で、格差が固定しないよう、最低賃
金を三年連続で大幅に引き上げ、パートタイム労
働者と正社員との均衡待遇を推進するなど、さま
ざまな取り組みを行ってきた結果、パートで働く
方々の時給は、ここ二十三年間で過去最高の水準
となりました。また、不本意ながら非正規の職に
ついていてる方の比率は低下しているなど、若者を
含め、非正規雇用を取り巻く環境は着実に改善し
ております。

今後とも、最低賃金の引き上げなど、アベノミ
クスを一層強化し、雇用の改善や賃金の上昇が消
費や投資の拡大に結びつく経済の好循環を継続し
てまいります。

アベノミクスについてお尋ねがありました。

今般のQ.Eでは、実質成長は、記録的な暖冬の
影響を背景に前期比マイナス〇・四%となりまし
たが、名目雇用者報酬は前年同期と比べ一・八%
ふえ、設備投資も小幅ながら二期連続プラスと
なっています。二〇一五年暦年で見れば、実質、
名目ともにプラス成長となっており、名目GDP
は政権交代前から二十七兆円ふえました。

このように、経済成長する中、国、地方を合わ
せた税収は二十一兆円増加し、就業者数は百万万
人以上ふえ、賃上げは、昨年、過去十七年間で最
高の伸びとなるなど、経済の好循環が着実に生ま
れています。アベノミクスが破綻しているとの御
指摘は全く当たりません。

雇用・所得環境の改善が続く中、消費者マイ
ンドも持ち直し、個人消費も持ち直していくことが
期待されます。より力強い賃金上昇の実現を促す
とともに、消費の底上げ効果が発現するよう、最
低賃金の引き上げを含め、各種政策にしっかりと
取り組んでまいります。

経団連ビジョンについてお尋ねがありました。
日本経済は、デフレ脱却まであと一息のところ
まで来ていますが、個人消費の改善テンポがおく
れ、企業収益に比して設備投資が弱い状況にあり
ます。また、景気回復による有効求人倍率の上昇
と生産年齢人口の減少の中で、人手不足も顕在化
しています。

このため、アベノミクスの三本の矢を束ね、一
層強化し、新たな第一の矢である希望を生み出す

強い経済を、名目GDP六百兆円の実現に向け、
放つこととしました。そして、賃上げを通じた消
費の拡大、生産性革命による民間投資の拡大等を
図るとともに、第二の矢である夢を紡ぐ子育て支
援、第三の矢である安心につながる社会保障を、
希望出生率一・八、介護離職ゼロという明確な目
標に向けて放ち、成長と分配の好循環を図ること
としました。これにより、経済成長の隘路の根本
にあり、一億総活躍の最も根源的な課題である少
子高齢化という構造的な問題、長年の懸案であつ
たこの少子高齢化という問題に真つ正面から取り
組んでまいります。

御指摘の経団連ビジョンは、従来の三本の矢を
背景とした提案であり、新三本の矢と軌を一にす
るところがあるものと理解しています。官民が方
向性を共有していることはよいことであり、産業
界には、新三本の矢の実行について、賃上げや民
間投資の拡大を通じて貢献をいただきたいと考え
ております。

法人実効税率の水準やさらなる引き下げについ
てのお尋ねがありました。

今般の法人税改革は、企業が収益力を高め、よ
り積極的な賃上げや設備投資に取り組むよう促す
観点から、課税ベースの拡大等により、必要な財
源をしっかりと確保した上で、目標としていた法
人実効税率二〇%台を改革二年目にして実現する
ものであり、国際的に遜色のない水準へと改革を
行うものと考えております。

今後については、まずは経済界の投資拡大や賃
上げへの取り組み状況を見きわめつつ、検討して
まいります。

政策税制と法人税改革についてお尋ねがありま
した。

アベノミクス三本の矢の政策により生まれた経
済の好循環を受け、来年度予算の税収は政権交代
前に比べて約十五兆円ふえ、そのうち法人税収は
三・四兆円増加しております。

法人税において、二十六年年度の政策税制の利用
額がふえていることについては、二十五年年度及び
二十六年年度の税制改正において、企業の賃上げや
投資拡大を支援するため政策税制を充実した結果
であると受けとめており、政労使会議の開催とい
った取り組みのほか、こうした政策税制も一つの
きつかけとして二年連続の大幅な賃上げが実現
するなど、経済の好循環が確実に生まれてきたも
のと考えております。

また、今般の法人税改革は、企業が収益力を高
め、賃上げや設備投資に一層積極的に取り組むよ
う促すための改革であり、これにより、企業のマ
インドが変わり、賃上げ等の取り組みにつながっ
ていくことを期待しております。

消費税率引き上げによる低所得者の負担につい
てお尋ねがありました。

まず、消費税率引き上げによる税収分は、全額
社会保障の充実、安定化に充てることで、所得の
低い方々にしっかりと配慮するとともに所得再配分
につながるものであることを申し上げます。

その上で、御指摘のように、消費税には、所得
の低い方ほど収入に占める消費税負担の割合が高
いといういわゆる逆進性があり、一〇%への引き
上げに当たっては、その分逆進的になることか
ら、それを緩和する観点から、ほぼ全ての人が毎
日購入している、酒類及び外食を除く飲料食品等
を対象に軽減税率制度の導入を決定したところで
あります。

消費税率の引き上げについてお尋ねがありまし
た。

世界的にリスク回避の動きが金融市場で広がる中、我が国の市場でも変動が見られていますが、これは、中国の景気減速への懸念や原油価格の低下、米国の利上げの動向等の海外要因が背景と見られています。

しかしながら、我が国の実体経済を見れば、もはやデフレではないという状況をつくり出す中で、名目GDPは二十七兆円ふえ、企業の収益は過去最高となり、就業者数は百万人以上増加するなど、日本経済のファンダメンタルズは確かなものと認識しています。こうしたファクトをまずはしっかりと見ていただきたいと思います。

来年四月の消費税率一〇％への引き上げは、世界に冠たる社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会から国の信頼を確保するためのものです。リーマン・ショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り、確実に実施します。経済の好循環を力強く回していくことにより、そのための経済状況をつくり出してまいります。

簡素な給付措置についてお尋ねがありました。簡素な給付措置は、消費税率引き上げの影響を緩和する観点から、税制技術改革法に基づき、軽減税率制度、総合合算制度または給付つき税額控除のいずれかが導入されるまでの間の暫定的、臨時的な措置として実施してきているものであります。

一方、社会保障・税一体改革は、消費税率引き上げによる増収分を活用して社会保障の充実、安定を図り、世界に誇る我が国の社会保障制度を持続可能なものとして次世代に責任を持って引き渡すために取り組んできているものであります。その際には、所得の低い方々にしっかりと配慮する観点から、酒類、外食を除く飲食料品等に対する

所得税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する丸山穂高君の質疑

象とした軽減税率制度を導入するとともに、社会保障の充実の一環として、国民健康保険料や介護保険料の軽減の拡充、年金生活者支援給付金などの措置を講じることとしており、こうした施策とあわせて評価していただく必要があると考えています。

消費増税と社会保障についてのお尋ねがありました。消費増税の引き上げは、社会保障制度をしっかりと次世代に引き渡すとともに、国の信頼を維持していくためのものであり、増収分は、全額社会保障の充実、安定化に充てられます。

消費税率の八％への引き上げに際しては、基礎年金国庫負担割合の二分の一への引き上げや、所得の低い方々に対する国民健康保険料等の軽減の拡充、高額療養費制度の自己負担限度額の引き下げ、そして難病対策の充実などを実施しました。このことから、消費税の使途に社会保障の充実などどこにもないとの指摘は全く当たりません。

同時に、社会保障の効率化や制度改革に不断に取り組んでいくことが重要です。

これまでの三年間は、経済雇用情勢の改革の改善により、生活保護や雇用関係の費用の伸びが抑制されるとともに、薬価改定などの制度改革により、社会保障関係費は年平均五千億円程度の伸びにおさまってきました。その基調を二〇一八年度まで継続していくこととし、これからも、負担の公平性の確保や公的保険給付の適正化に取り組みます。

これは、社会保障費の伸びに機械的にキャップをかけて抑制する手法ではなく、必要な給付やサービスの質を維持しながら効率化を図っていくものであります。

このように、社会保障の充実、安定化と、効率化や制度改革の取り組みは、持続可能な社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たしていくために、ともに欠くことのできないものであり、社会保障と税の一体改革の看板に偽りありとの指摘は全く当たりません。

インボイス制度についてお尋ねがありました。軽減税率制度の導入に当たって、適正な課税を確保する観点から、いわゆるインボイス制度を導入することとしています。

他方、その導入時期については、事業者の準備に配慮し、平成三十三年四月としたところであります。

また、インボイス制度のもとでは、課税事業者からの仕入れでなければ仕入れ税額控除ができなため、免税事業者が納入先企業等から短期間のうちに課税事業者への転換を求められたりすることのないよう、インボイス制度導入から六年間の経過措置として、免税事業者からの仕入れについて一定割合の仕入れ税額控除を認めることとしました。

税制改正法案においては、政府は、インボイス制度の導入に係る事業者の準備状況等を検討しつつ、必要な対応を行う旨を明記しており、しっかりと事業者への対応を行ってまいります。

なお、免税事業者が実際に課税事業者に転換するか否かは事業者間取引を行っているかないか等によるため、インボイス制度の導入は必ずしも免税点制度の形骸化につながるものではなく、現にインボイス制度を導入している諸外国でも免税点制度が存在しているものと承知しております。(拍手)

○議長(大島理森君) 丸山穂高君。

(丸山穂高君登壇)

○丸山穂高君 おおさか維新の会の丸山穂高です。

私は、おおさか維新の会を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

我々おおさか維新の会は、地域や個人が国に依存することなく、自立できる社会を目指しており、国による財政的な支援は、既得権に対してではなく、子供たち、将来世代と、本当に助けの必要な人々に手厚く、徹底して行うべきと考えております。税制においても、こうした観点から分配上の公平が図れるような制度が望ましいとの考えに基づいて、以下、質問させていただきます。

まず、所得税についてです。

少子高齢化が進む中、税による所得再分配は、年齢ではなく所得や資産によって行うことが、経済社会に活力をもたらすと同時に、公平な再分配へもつながるはずですが、また、女性の働き方やライフスタイルの選択に税制が悪影響を及ぼさない制度も求められています。

したがって、若い世代に比べて高齢者が優遇され過ぎているとも言われる公的年金控除、女性の労働供給や働き方に影響を及ぼす配偶者控除について見直しを行うべきです。

昨年出された骨太の方針二〇一五や政府税調でもこうした方針に沿った検討を行っていたはずですが、今回の法案では、これらの改革がまたしても見送りになっています。

配偶者控除の見直しにつき、官邸からの選挙前にやらないでほしいとの一言で先送りになったとの報道さえありますが、政府が検討してきた公的

年金控除や配偶者控除の見直しは、この法案には
なぜ盛り込まれなかったのでしょうか。安倍総理
にお伺いします。

次に、法人税についてお伺いします。

今回の法案で、法人実効税率が二〇％台まで引
き下げられることについて、我が党は評価いたし
ます。ただし、課税ベース拡大のために法人事業
税の外形標準課税のさらなる拡大が行われたこと
については、中小企業の多い地域経済への悪影響
も指摘されているところです。

そこで、課税ベースの拡大について他の方法も
検討すべきと考えます。例えば、学校法人や社会
福祉法人などの公益法人の税制上の優遇を一部見
直すべきではないでしょうか。

保育、教育、介護等、公共的とされるサービス
の提供主体は多様化してきており、法人の形式の
みで公益事業を定義することは適当ではありませ
ん。政府税調も二〇一四年に提言している公益法
人課税の抜本見直しの改革も先送りされたままで
す。株式会社の一層の参入を促し、保育や介護で
のミスマッチを解消するためにも、民間と競合す
る非課税事業について、その取り扱いを見直すべ
きではないでしょうか。財務大臣の御所見を伺い
ます。

最後に、消費税についてお伺いします。

我が党は、消費税増税前に、政府も国会もまず
やるべきことがあると考えております。

安倍総理は、二月四日の予算委員会、衆議院
の議員定数削減を求めた制度調査会答申の尊重は
当然で、最終的に総理御自身が決めると答弁され
ました。また、さきの総選挙の公約にも定数削減
を掲げられています。

ところが、自民党は、定数削減をまたも二〇二
一年以降に先送りすること。国民負担を求め
る増税の前に、お約束した議員自身の身を切る改
革、定数削減がどうして先送りされるのか。自民
党総裁でもある安倍総理にお伺いします。

さらに、日銀がマイナス金利導入を決定した後
も、世界経済への影響から、大きく株価や為替
レートが乱高下しています。世界経済が悪化する
流れは、アベノミクスの成果である大企業の利益
さえ吹き飛ばしかねません。来年四月からの消費
税率一〇％への引き上げは、マクロ経済への配慮
や議員自身の身を切る改革がおくれている現状か
ら、延期すべきではないでしょうか。総理の御所
見を伺います。

消費税率引き上げに伴って導入される軽減税率
は、痛税感の緩和や低所得者対策といった点でも
効果が薄く、業界との新たな癒着や利権も生み出
します。

軽減税率は導入せず、その分の消費税の標準税
率をなるべく低く抑えるか、給付つき税額控除を
導入する方が、おっしゃる痛税感の緩和や低所得
者対策となるのではないのでしょうか。総理にお伺
いしたい。

特に、生活に必要な不可欠な電気やガスなどに先
駆けて新聞が含まれるというのは、おかしい話で
す。

さきの財務金融委員会においてこの問題を指摘
したところ、電気、ガスは地方自治体の管轄であ
るので、また、新聞は全国あまねく情報をお届け
するので軽減税率が必要との麻生財務大臣の答弁
でしたが、到底理解ができません。
さらに、新聞協会は、EUでも軽減対象、たと

活字文化の維持、普及のためと主張しているそう
ですが、EUでは水道も電気もガスも軽減対象で
す。

ニュースや論者が全国あまねくインターネット
で見られる時代に、こうした通信料金や生活上必
要不可欠な電気、ガス、水道に先駆けて、新聞に
軽減税率が適用される理由をお答えください。

これによつて二百億円もの減税効果が新聞業界
にもたらされるとの話でしたが、これこそ新聞業
界との癒着ではありませんか。総理にお伺いま
す。

我々おおさか維新の会は、提案型責任政党の立
場から、かつて政府自身が示したはずの必要な改
革が先送りされている現状を指摘し、その実現を
強く主張します。重ねて、定数削減もなしに消費
税増税を強行するなら、徹底して戦います。その
際、もちろん、対案なしの批判はいたしません。
それぞれの対案となる法案を提出していきなが
ら、税制においても、国民のために必要な改革の
実現を目指すことをお約束しまして、質問を終わ
ります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 丸山穂高議員にお
答えをいたします。

公的年金等控除や配偶者控除の見直しについて
お尋ねがありました。

公的年金等控除を含めた年金課税の見直しにつ
いては、税制抜本改革法や社会保障制度改革プロ
グラム法において、今後の年金制度改革の方向性
も踏まえつつ、検討を行うこととされております
。この趣旨に沿って、今後の年金制度改革の議
論も踏まえつつ、検討してまいります。

配偶者控除については、配偶者の就労を抑制す
る効果があるとの指摘や、家庭における配偶者の
貢献を評価すべきとの指摘を総合的に勘案しつ
つ、家族のあり方や働き方について国民的議論を
行いながら、十分に検討していくべき問題である
と考えています。

引き続き、政府税制調査会や与党税制調査会に
おいて検討されるものと考えています。

定数削減についてお尋ねがありました。

先日、衆議院選挙制度に関する調査会の答申が
取りまとめられ、大島衆議院議長から、各党の御
理解を得てこの国会において結論を得るべく最大
限努力するとの意向が示されたところです。

各党各会派がこの答申を尊重し、定数削減を含
む選挙制度改革の実現に向けて真摯に議論を行
い、早期に結論を得ることによって、国民の負託
にしっかりと応えていくべきと考えています。

自民党においても議論が進められているところ
ですが、私としては、この答申を尊重すると申し
上げており、その上立つて議論が行われ、しか
るべく結論が出るもの、そう考えているところで
あります。

消費税率の引き上げについてお尋ねがありまし
た。

世界的にリスク回避の動きが金融市場で広がる
中、我が国の市場でも変動が見られています。こ
れは、中国の景気減速への懸念や原油価格の低
下、米国の利上げの動向等の海外要因が背景と見
られています。

しかしながら、我が国の実体経済を見れば、も
はやデフレではないという状況をつくり出す中
で、名目GDPは二十七兆円ふえ、企業の収益は
過去最高となり、就業者数は百万人以上増加す

るなど、日本経済のファンダメンタルズは確かなものと認識しています。こうしたファクトをまっすはしっかりと見ていた、だいたいと思います。

来年四月の消費税率一〇％への引き上げは、世界に冠たる社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの国の信頼を確保するためのものです。リーマン・ショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り、確実に実施します。経済の好循環を力強く回していくことにより、そのための経済状況をつくり出してまいります。

消費税と低所得者対策についてお尋ねがありました。

お尋ねの軽減税率制度は、給付つき税額控除、総合合算制度と並び、消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮の観点から、検討課題の一つでした。

そうした中で、軽減税率制度は、給付つき税額控除といった給付措置とは異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費、利活用している商品の消費税の負担を直接軽減することにより、消費者の方々が買いたい物の都度、痛税感の緩和を実感していた、といった意義があるものと考えており、この点が特に重要であるとの判断により、導入を決定しました。

さらに、年収の低い方の飲食料品等の消費支出に占める割合は高収入の方よりも高くなっており、消費税が有している、いわゆる逆進性の緩和の観点からも有効であると考えています。

軽減税率制度の導入に伴い、他の二つの施策は、消費税率引き上げに伴う低所得者対策としては実施することはないと考えています。

お尋ねの、軽減税率を導入せずに消費税の標準税率を抑えるといった措置も実施することはありません。

なお、今般の軽減税率の適用対象品目の設定に当たって、消費税率一〇％への引き上げに伴う低所得者への配慮との趣旨を踏まえ、日々の生活の中での消費、利活用の状況、消費税の逆進性の緩和、合理的かつ明確な線引き、社会保障財源である消費税収入への影響等の諸点を総合勘案し、対象を決定したところであります。

新聞への軽減税率制度の適用についてのお尋ねがありました。

新聞については、日常生活における情報媒体として、全国あまねく均質に情報を提供し、幅広い層に日々読まれていること、この結果、新聞の購読料に係る消費税負担は逆進的になっていること等の事情を総合的に勘案し、軽減税率の適用対象とすることとしたところであります、新聞業界との癒着であるとの御指摘は全く当たりません。

なお、御指摘の通信料や電気、ガス、水道を含め、仮にさらに対象を拡大することについては、特定の物品やサービスのみを対象とすると、代替品との間でゆがみが生じ得ること、こうしたゆがみを回避しようとするれば、際限なく対象が広がり、社会保障財源となつていく消費税収を減少させるおそれがあること等の問題があり、慎重であるべきものと考えております。

いずれにせよ、税制は国民生活に直結するものであり、多様な御意見に耳を傾けながら検討する必要がありますものの、税制をゆがめることはあつてはならないと考えています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○議長(大島理森君) 議長の報告

○議長の報告
(報告書受領)
一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七條の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告

一、去る九日、内閣を経由して総務大臣高市早苗君から、次の報告書を受領した。

放送法第七十二條第二項の規定に基づく日本放送協会平成二十六年年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書

地方税法第七百五十八條第二項の規定に基づく地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

一、去る十二日、内閣から次の報告書を受領した。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第十條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十七條の規定に基づく平成二十六年年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告

午後二時五十五分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 安倍 晋三君

財務大臣 麻生 太郎君

経済産業大臣 林 幹雄君

出席内閣官房副長官及び副大臣 萩生田光一君

内閣官房副長官 坂井 学君

財務副大臣 坂井 学君

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

(見込額書受領)
一、去る九日、内閣から次の見込額書を受領した。
地方交付税法第七条の規定に基づく平成二十八年
度地方団体の歳入歳出総額の見込額書

(理事選任)

一、去る十日、財務金融委員会において、次のとおり理事を選任した。

(理事補欠選任)

一、去る十日、財務金融委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 神田 憲次君 (理事柴山昌彦君去る平成二十七年十月七日委員辞任につきその補欠)

理事 うえの賢一郎君 (理事山田美樹君去る平成二十七年十月九日委員辞任につきその補欠)

理事 松本 洋平君 (理事土屋正忠君去る平成二十七年十月九日委員辞任につきその補欠)

理事 古川 禎久君 (理事御法川信英君去る平成二十七年十二月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 古川 元久君 (理事鈴木克昌君去る十日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
辞任 秋元 司君 補欠 宮路 拓馬君
佐藤ゆかり君 前田 一男君

平成二十八年二月十六日 衆議院会議録第十一号

議長報告

松野 頼久君 落合 貴之君
赤嶺 政賢君 島津 幸広君
足立 康史君 木下 智彦君
松浪 健太君 伊東 信久君
重徳 和彦君 鈴木 義弘君
前田 一男君 堀井 学君
落合 貴之君 井坂 信彦君
堀井 学君 佐藤ゆかり君
宮路 拓馬君 秋元 司君
井坂 信彦君 松野 頼久君
島津 幸広君 赤嶺 政賢君
伊東 信久君 松浪 健太君
木下 智彦君 足立 康史君
鈴木 義弘君 重徳 和彦君

議院運営委員
辞任 宮澤 博行君 補欠 秋本 真利君
小山 展弘君 中島 克仁君
秋本 真利君 宮澤 博行君
中島 克仁君 小山 展弘君

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
財務金融委員
辞任 務台 俊介君 補欠 斎藤 洋明君
斎藤 洋明君 務台 俊介君

予算委員
辞任 井上 貴博君 補欠 あべ 俊子君
岩屋 毅君 山田 賢司君
小倉 将信君 宮崎 政久君
小田原 潔君 池田 佳隆君
小林 鷹之君 大隈 和英君

佐藤ゆかり君 勝沼 栄明君
長坂 康正君 大西 英男君
野田 毅君 八木 哲也君
原田 義昭君 宮澤 博行君
保岡 興治君 若狭 勝君
山本 有二郎君 神山 佐市君
緒方林太郎君 今井 雅人君
玉木雄一郎君 本村賢太郎君
福島 伸享君 細野 豪志君
松野 頼久君 井坂 信彦君
浮島 智子君 國重 徹君
赤嶺 政賢君 畑野 君枝君
高橋千鶴子君 穀田 恵二君
足立 康史君 伊東 信久君
松浪 健太君 椎木 保君
重徳 和彦君 小熊 慎司君
大隈 和英君 岡下 昌平君
神山 佐市君 門山 宏哲君
山田 賢司君 宮川 典子君
井坂 信彦君 升田世喜男君
國重 徹君 真山 祐二君
畑野 君枝君 島山 和也君
椎木 保君 丸山 穂高君
宮川 典子君 中村 裕之君
あべ 俊子君 井上 貴博君
池田 佳隆君 小田原 潔君
大西 英男君 長坂 康正君
岡下 昌平君 小林 鷹之君
勝沼 栄明君 佐藤ゆかり君
門山 宏哲君 山本 有二郎君
中村 裕之君 小倉 将信君
宮崎 政久君 小田原 潔君
宮澤 博行君 原田 義昭君

八木 哲也君 野田 毅君
若狭 勝君 保岡 興治君
今井 雅人君 緒方林太郎君
細野 豪志君 福島 伸享君
升田世喜男君 松野 頼久君
本村賢太郎君 玉木雄一郎君
真山 祐二君 浮島 智子君
穀田 恵二君 高橋千鶴子君
島山 和也君 赤嶺 政賢君
伊東 信久君 足立 康史君
丸山 穂高君 松浪 健太君
小熊 慎司君 重徳 和彦君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
財務金融委員
辞任 井上 貴博君 補欠 あかま二郎君
國場幸之助君 堀内 詔子君
竹本 直一君 村井 英樹君
あかま二郎君 蘭浦健太郎君
蘭浦健太郎君 井上 貴博君
堀内 詔子君 國場幸之助君
村井 英樹君 竹本 直一君

一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員
辞任 秋元 司君 補欠 鈴木 隼人君
岩屋 毅君 あかま二郎君
衛藤征士郎君 大西 英男君
小田原 潔君 前川 恵君
小池百合子君 木村 弥生君
根本 匠君 菅家 一郎君

野田 毅君	後藤田正純君
大西 健介君	山尾志桜里君
階 猛君	古川 元久君
西村智奈美君	長妻 昭君
福島 伸享君	初鹿 明博君
松野 頼久君	井坂 信彦君
濱村 進君	齊藤 鉄夫君
赤嶺 政賢君	藤野 保史君
足立 康史君	浦野 靖人君
松浪 健太君	河野 正美君
重徳 和彦君	鈴木 義弘君
あかま二郎君	工藤 彰三君
鈴木 隼人君	小林 史明君
井坂 信彦君	高井 崇志君
藤野 保史君	島山 和也君
島山 和也君	塩川 鉄也君
大西 英男君	衛藤征士郎君
菅家 一郎君	根本 匠君
木村 弥生君	小池百合子君
工藤 彰三君	岩屋 毅君
小林 史明君	秋元 司君
後藤田正純君	野田 毅君
前川 恵君	小田原 潔君
高井 崇志君	松野 頼久君
長妻 昭君	西村智奈美君
初鹿 明博君	福島 伸享君
古川 元久君	階 猛君
山尾志桜里君	大西 健介君
齊藤 鉄夫君	濱村 進君
塩川 鉄也君	赤嶺 政賢君
浦野 靖人君	足立 康史君
河野 正美君	松浪 健太君
鈴木 義弘君	重徳 和彦君

(議案提出)

一、去る九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案(前原誠司君外三名提出)

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案(河村建夫君外十五名提出)

一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する等の法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

日本放送協会平成二十六年年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案

(委員会審査省略要求書受領)

一、去る九日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案

河村建夫君外十五名

(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

財務金融委員会 付託

(議案送付)

一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案(前原誠司君外三名提出)

(決議送付)

一、去る九日、大島議長から安倍内閣総理大臣宛て、次の決議を送付した。

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議

(調査要求承認)

一、財務金融委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、財政に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、外国為替に関する事項

五、国有財産に関する事項

六、たばこ事業及び塩事業に関する事項

七、印刷事業に関する事項

八、造幣事業に関する事項

九、金融に関する事項

十、証券取引に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十八年二月十日

財務金融委員長 宮下 一郎

衆議院議長 大島 理森殿

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍総理の「憲法改正について何か議論する資格があるんですか」との答弁に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「歯舞」を読めない大臣に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

マイナス金利政策が成功する条件に関する質問主意書(福田昭夫君提出)

石垣島への陸上自衛隊配備計画と住民への説明に関する質問主意書(仲里利信君提出)

放送法第四条第一項の政府見解に関する質問主意書(大串博志君提出)

介護従事者不足の解消に関する質問主意書(本村賢太郎君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

若年就業者の実質所得に関する質問主意書(階猛君提出)

尖閣諸島固有化当時の外務省の認識に関する再質問主意書(初鹿明博君提出)

一、昨十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

諸外国における一階部分の年金積立金の運用状況に関する質問主意書(大串博志君提出)

省庁の非通知電話に関する質問主意書(仲里利信君提出)

国会審議への遅刻で防衛省幹部が処分されたことに関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)

大和トンネル付近の渋滞に関する質問主意書(本村賢太郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員奥野総一郎君提出指定廃棄物の処理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出同和地区W i k iに関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出日銀のマイナス金利政策をはじめとする金融政策に関する質問に対する答弁書

平成二十八年一月二十九日提出

質問 第一〇三号

指定廃棄物の処理に関する質問主意書

提出者 奥野総一郎

指定廃棄物の処理に関する質問主意書

東日本大震災に伴う原発事故で発生した指定廃棄物の処理について、朝日、日経、東京など複数の新聞は本年一月十六日付けで、「五県に一か所ずつの処分場設置を断念し、分散保管を継続する方針を固めた」と報道した。これに対し、環境省は同日付けの文書で「そのような事実はありません」「ご理解いただきたい」各地域の方々へ無用の混乱をもたらしたことについて、遺憾に思います」と報道内容を否定している。

そこで、以下質問する。

一 環境省は否定しているものの、複数の報道機関が同じ日に同じ内容の記事を書いている。さらに、同省が否定したものの二十六日付け毎日新聞も「指定廃棄物分散保管 茨城県内 環境省が容認」との記事を掲載している。このような記事が出たのは同省関係者が意図的かどうかはともかく、何らかの情報提供をしたため、

と考えるのは決して不自然ではない。仮に、一連の報道がすべて誤報だとしても、結果的に「間違った」情報が流されたことは環境省の広報体制に問題があると考えられる。

環境省として、どのような経緯で一連の報道が出たと考えるか、調査はしたのか。また、広報、情報管理体制に問題がなかったのか、政府の見解を示されたい。

二 井上環境副大臣は二十七日の記者会見で茨城県内の処分について、「分散保管の可能性も示唆」(一月二十八日付け千葉日報)と受け取られる発言をしているという。また、丸川大臣は二十九日の記者会見で「茨城県については、指定廃棄物の濃度が低い、また量が少ない」などと発言している。政府として「一か所保管」の方針を変更するということか。また、変更する場合、どのような場合に変更するのか、その基準を具体的に示されたい。

三 仮に茨城県内の処分施設の方針を変更する場合、他の四県についても保管方法を見直す考えはないのか。ないとすれば、その理由を示されたい。

四 「指定解除ルール」はいつごろまとまるのか。またこの基準は、各県統一のルールになるのか、それとも県ごとに違いがあるのか。

五 震災から五年近くが経過し、指定廃棄物の「セシウム一三四」の濃度も相当低下したものと考える。現時点で基準の八〇〇ベクレルを超える指定廃棄物が、どこにどの程度保存されているか、掌握していれば、それぞれ示されたい。また、掌握していない場合、調査する考えはないか。

六 言われているところの解除ルールによれば、千葉市の場合七・七トンの指定廃棄物すべてが、基準の八〇〇ベクレル以下に低下するとされている。そうならば、候補地選定の総合評価が「十二」から「十四」となり、そもそも候補地に成り得なかったのではないか。政府の考え方を示されたい。

七 各県での候補地選定は東日本大震災以降五年近くが経過しても一向に進んでいない。政府の責任者である環境大臣自らが千葉市をはじめ現地に足を運び地元関係者等と真摯な話し合いを促進すべきと考えるが政府はどのように考えるか。

なお、以上の質問に対しては、可能な限り具体的に、真摯に回答されたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一〇三号

平成二十八年二月九日

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員奥野総一郎君提出指定廃棄物の処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員奥野総一郎君提出指定廃棄物の処理に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「二連の報道が行われた経緯については承知していない。

なお、環境省においては、環境省情報セキユリティポリシー(平成二十七年十一月十日環境省情報セキユリティ委員会決定)に基づき適切に情報管理を行っていることから、広報や情報

管理体制に問題はなかったものと考えており、御指摘の「経緯」について調査を実施する予定はない。

二について

茨城県内の指定廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「法」という。）第十九条に規定する指定廃棄物をいう。以下同じ。）については、本年二月四日に環境省の主催により開催された第二回茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議において、同県及び同県内の指定廃棄物を保管している市町の意向、同県内の指定廃棄物の放射能濃度及び性状等を踏まえ、現在、指定廃棄物を保管している場所等においてその保管を継続し、事故由来放射性物質（法第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）による汚染状態が法第十七条第一項に規定する基準に適合する放射能濃度まで減衰した後、通常の廃棄物と同様の処理方法で処理する方針とされたところである。

しかしながら、同県内にも、放射能濃度が比較的高く、当該基準に適合する放射能濃度までの減衰に長期間を要する指定廃棄物が僅かながら存在しており、当該指定廃棄物については、災害等に備え、長期にわたる確実な管理を行う観点から、同県内で一か所に集約して処理することとしており、従来の方針を変更するものではない。

三について

茨城県と他の四県（宮城県、栃木県、群馬県及び千葉県をいう。以下同じ。）とは、それぞれ

の県内における指定廃棄物の放射能濃度及び性状、指定廃棄物の処理方針に係る意向等が大き異なることから、二について述べた茨城県内の指定廃棄物の処理方針の決定は、それが直ちに他の四県における指定廃棄物の処理方針に影響を与えるものではない。

四について

御指摘の「指定解除ルール」については、二について述べた会議において、検討中の案を示したところであるが、これを決定する時期及びその詳細な内容については、今後、関係地方公共団体の意見を聴きつつ判断してまいりたい。

五について

環境省において、指定廃棄物の保管場所及び数量は把握しているが、これらのそれぞれが、放射能濃度の減衰を考慮した上で、現時点でおお放射能濃度が一キログラム当たり八千ベクレルを超えるものであるかどうかについては把握していない。御指摘の「調査」については、今後、指定廃棄物を保管している地方公共団体等の関係者の要望等を踏まえて、検討することとしている。

六について

指定廃棄物の処理は早期に進める必要がある、詳細調査（指定廃棄物を長期にわたって管理する施設の建設に向けた手順の一環として行う地盤、地質等の調査をいう。）を行う候補地（以下「詳細調査候補地」という。）を確定しなければ、指定廃棄物の処理に着手できなくなることから、詳細調査候補地の選定結果の提示後に改めて選定を行うことはしていない。

千葉県における詳細調査候補地の選定については、平成二十六年四月十七日に環境省の主催

により開催された第四回千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議において、千葉県知事及び同県内の市町村の長との議論を踏まえ、その選定手法が確定されたところであり、これに基づき、平成二十七年四月二十四日に、その時点の最新の指定廃棄物の保管量を用いた評価等を行った上で、その結果を提示したところであるため、今後改めて選定を行う予定はない。

七について

政府としては、御指摘のように環境大臣が自ら現地に赴くことも含め、指定廃棄物を保管する地方公共団体等の関係者の様々な意見を真摯に受け止めつつ、今後の進め方を検討することとしている。

平成二十八年二月一日提出
質問 第一〇四号

同和地区Wikiに関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

同和地区Wikiに関する質問主意書

インターネット上の人権侵害に対する政府の取組は、平成二十七年版「人権教育・啓発白書」によると、総務省では、インターネット上の違法・有害情報へのプロバイダ等の関係者による適切な対応を支援するため、「違法・有害情報相談センター」を設置し、プロバイダ責任制限法や各種ガイドライン等の相談を受け付けており、また、法務省の人権擁護機関では、不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であるとすることなどの内容の情報については、ガイドラインの対象ではないものの、適宜の方法で削除を求めるなど、適切な対応に努めているとしている。

る。

しかし現在、インターネットで「同和」と検索すると「同和地区Wiki」というサイトが表示され、そのサイトでは、「全国の同和地区」を公表しており、人権侵害が懸念される。

同サイトは、法務局等の削除の要請により一時は削除されたが、プロバイダを国内から海外へ移し、現在も閲覧可能となっている。

上記を踏まえ、政府に以下の通り質問する。
一 当該サイトに対して関係省庁は早急に対策を講じるべきであると考えますが、政府の見解を問う。

二 インターネットは国をまたがって情報が流通することから、違法・有害情報の流通に関して、関係国や国連の人権委員会等を通じて当該情報の削除をプロバイダに要請する等、国際的に協議をしていくべきだと考えるが、見解を問う。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一〇四号
平成二十八年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出同和地区Wikiに関する質問に対し、別紙答弁書を交付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出同和地区Wikiに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの個別具体的な事案に関する事柄については、お答えを差し控えたいが、一般に、法務省の人権擁護機関（法務局長、地方法務局長

又は法務省人権擁護局長をいう。以下同じ。に
おいては、インターネット上のホームページ、
電子掲示板等に掲載された情報以下「インター
ネット情報」という。が、個人の人権を侵害し
ている場合や、特定の地域に居住する不特定多
数の者に対する不当な差別的取扱いを助長し、
又は誘発する目的で掲載されており、当該イン
ターネット情報を放置することにより、不当な
差別的取扱いを助長し、又は誘発するおそれ
があることが明白であると認められる場合など
は、人権侵犯事件調査処理規程（平成十六年法
務省訓令第2号）第十四条第一項の規定に基
づき、プロバイダ等（特定電気通信役務提供者の
損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に
関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二
条第三号に規定する特定電気通信役務提供者を
いう。以下同じ。）に対し、当該インターネット情
報の削除の要請等（以下「削除要請等」という。）
を行うこととしているほか、総務省が運営を支
援している御指摘の「違法・有害情報相談セン
ター」においては、インターネット情報につ
いての相談を受けた場合には、必要に応じ、法
務省の人権擁護機関を紹介するなど、適切に対
処しているところである。

二について

法務省の人権擁護機関において、海外のプロ
バイダ等に対して削除要請等を行うことは困難
であるが、政府においては、適宜、民間団体と
協議するなどして海外のプロバイダ等を通じて
流通した違法又は有害なインターネット情報に
対する実効性のある対応方法を検討し、必要に
応じて、人権を侵犯されたとする者等に対して
これを教示するなどしているところであつて、

これにより一定の成果を挙げているものと認識
している。
御指摘のような国際的な協議については、前
記の成果等を踏まえつつ、その要否も含めて、
慎重に検討してまいりたい。

平成二十八年二月一日提出
質問 第一〇五号

日銀のマイナス金利政策をはじめとする金融
政策に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

日銀のマイナス金利政策をはじめとする金
融政策に関する質問主意書

三年に及ぶいわゆる日銀の異次元の金融緩和に
関して、その効果や副作用、またサブプライズを狙
う余り国会で説明責任を果たさない、議事録公開
が十年後となるなど、多くの懸念がある。そこで
お尋ねする。

今回のいわゆる「マイナス金利政策」は、どのよ
うなメカニズムで「二」%の物価目標達成に資する
のか。内閣の承知するところをお示し願いたい。

「マイナス金利政策」のメリットとデメリット
（副作用）をそれぞれ正直にお示し願いたい。ま
た、銀行の収益に悪影響を及ぼす懸念はないと考
えてよろしいか。内閣の見解を問う。

いわゆる異次元緩和の出口をどうするか。中曾
宏日銀副総裁は二〇一四年に「我々は量的緩和か
らの出口を経験した唯一の中央銀行だ」「日本銀行
は出口の手段を十分に有している」と講演で話し
たとの報道がある。このような発言があったのは
事実か。
また、ここで言う、「量的緩和からの出口を経

験」とは、いつのどのような経験のことか。内閣
として承知するところを詳細にお教え願いたい。
またここで言う「日本銀行は出口の手段を十分に
有している」とは、どのような手段か、考え得る
ものを列挙願いたい。また、今後のいわゆる出口
戦略はあるのか、そのタイミングや内容につ
いて、内閣として承知するところをお示し願いた
い。

現在、日銀の国債発行残高に対する保有比率は
何%か。G7各国と比べて高すぎるとお考えか。
エコノミストの試算によるとこのまま日銀が国債
購入を続けると、二〇一七年末には日銀の国債発
行残高に対する国債保有比率が五割を超える。内
閣は、日銀が発行残高の五割を超えて国債を保有
することは問題はないと考えるのか。見解を問
う。

また、昨年十月の会見で黒田総裁は日銀の国債
購入に関して「これまで大量に買ってきたものの
今の時点でも実は国債の発行残高の三割弱だ。確
か英国の中央銀行は、国債発行額の七割くらいま
で買い進んだと思う」と話している。しかし、そ
の後、日銀は英国の中央銀行は「七割くらい」でな
く、「約四割」との訂正を出した。黒田総裁は昨年
十月までは、日銀の三割は国際的にも相当低い水
準と誤認して、政策遂行をしていたと考えてよろ
しいか。重大な事実誤認と言わざるを得ない。こ
の初歩的な事実誤認について、黒田総裁はどのよ
うな対応をすべきと、内閣は考えるのか。見解を
問う。

また、日銀は長期国債の市中発行額の何割に相
当する額を購入しているのか。これはG7各国と
比べると高い水準か。各国の割合を示した上で、
内閣の見解を問う。

日銀の毎年の国債購入額及び、これまでの累積
購入額は、GDP比でみると高過ぎるとお考え
か。また、G7各国の同GDP比と比べて日本は
高い水準か。それぞれのGDP比を示した上で、
内閣の見解を問う。

国債バブルが崩壊して、国債が急落し、長期金
利が急上昇する、このようなリスクは現在、どの
程度あると考えるのか。また、現在の日銀の大量
の国債購入がいわゆる財政ファイナンスではな
い、と言い切ることが出来るのか。内閣の見解を
問う。

昨年の国会で、日銀の黒田総裁は以下の発言を
した。

「ここからさらに実質実効為替レートが円安に
振れていくということは普通に考えるとなかなか
ありそうにないということかと思ひます」。

この見解は現在でも内閣も共有しているのか。
また、内閣はこの黒田総裁の発言の真意をどう解
釈しているのか。その後の黒田総裁の発言で、訂
正されたと考えてよろしいか。それぞれ内閣の見
解を問う。

日銀は異次元緩和として、「二」%の物価目標
を、二年程度を念頭に置き、できるだけ早期に実
現する」としているが、内閣もこの方針を共有し
ており、この方針にいささかの変更はないと考
えてよろしいか。また二年程度とは、平成何年何月
から、平成何年何月までのことを指しているの
か。

また、「二」%の物価目標と同じ物差しで言え
ば、現時点では「何」%の物価」となっているのか。
お示し願いたい。スローガンでなく、現実には
「二」%の物価目標はいづ達成できるのか。お示し
願いたい。

「二%の物価目標」を達成するために、金融政策以外ではどのような政策が重要であると考えるか。考えうる政策を列挙願いたい。また、この目標達成のために、「格差を是正する」という政策は有効であると考えるか否か。また、少子化は「二%の物価目標」にどのような影響を与えると考えるか、それぞれ内閣の見解を問う。

また、日本の格差が経済成長にマイナスである、との認識があるか否か、内閣の見解を問う。また、これに関するOECDの二〇一四年末のレポートについて内閣の評価を伺いたい。

二〇一三年一月、日銀は白川総裁時代、二%の物価目標を公表した際に、政府との共同声明で「日本銀行は(中略)金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、(中略)問題が生じていないかどうかを確認していく」とした。ここで言う、「金融面での不均衡の蓄積」とは具体的に何か。また、「リスク要因」とは、具体的にどのようなリスクを言うのか、すべての考えうるリスクを列挙願いたい。また、現時点でもこの共同声明は生きているのか。内閣の見解を問う。

一九八〇年代後半のようなバブル経済は決して起こしてはならない。一九八〇年代後半のバブル経済は何が原因で起こったのか。また、その時の政府や日銀はどのような対策を打ったか。また、その対策はいまから考えて適切だったと考えるか。

また、内閣は、現在、資産バブルが発生しつつあると考えているか、否か、お答え願いたい。その根拠もお示し願いたい。また、黒田日銀が、バブルは決して起こしてはならないという強い決意を持っていると承知しているか。それぞれ、見解を問う。

金融政策決定会合の議論すべての議事録公開は十年後である。なぜ、十年後としたのか。内閣として承知している理由をお示し願いたい。公開まで長ずると考えるが、見直す必要性について内閣の見解を問う。また、G7各国の公開までの年限を示した上で、十年後という年限は、長いとお考えか、お尋ねする。

答弁漏れや手抜き答弁の無い意義のある答弁書となるようにお願い申し上げます。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一〇五号
平成二十八年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出日銀のマイナス金利政策をはじめとする金融政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出日銀のマイナス金利政策をはじめとする金融政策に関する質問に対する答弁書

平成二十八年一月二十九日の日本銀行政策委員会・金融政策決定会合において、同行が導入したマイナス金利付き量的・質的金融緩和(以下「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」という。)について、同行は、「日本銀行当座預金金利をマイナス化する事でイールドカーブの起点を引き下げ、大規模な長期国債買入れとあわせて、金利全般により強い下押し圧力を加えていく。また、この枠組みは、従来の「量」と「質」に「マイナス金利」を加えた三つの次元で、追加的な緩和が可能なス

キームである。日本銀行は、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」のもと、二%の「物価安定の目標」の早期実現を図る」と説明しているものと承知している。

お尋ねの「マイナス金利政策」のメリットとデメリットについては、同行の金融政策運営に関するものであり、同行の自主性を尊重する観点から、お答えすることは差し控えたいが、内閣としては、同行が、内外の経済情勢等を丹念に分析し、十分に議論した上で決定したものと考えている。また、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入や、それを受けた金利の動向等が金融機関に与える影響は様々であり、一概にお答えすることは困難である。

お尋ねの「いわゆる異次元緩和の出口」について、平成二十六年七月八日、中曾宏日本銀行副総裁(以下「中曾副総裁」という。)が、御指摘の発言をしたことは承知しているが、内閣としては、中曾副総裁の個別の発言の内容についてお答えすることは差し控えたい。

また、お尋ねの「出口戦略」に向けた対応について、同行は、その時々々の経済・物価情勢や市場の状況などによって変わり得るものであるため、具体的なイメージを持つてお示しすることは困難である旨、説明していると承知している。

同行の「資金循環統計」によると、平成二十七年九月末時点の「国債・財源債」及び「国庫短期証券」(以下「国債等」という。)の残高に占める同行の保有する国債等の残高の比率は、三〇・三パーセントである。先進主要七箇国(アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国をいう。以下同じ。)と

の比較に関しては、国ごとに資産買入れ実施の有無及び資産買入れ対象銘柄等の金融政策の内容が異なっており、同様の比率を示すことは困難である。また、お尋ねの「日銀が発行残高の五割を超えて国債を保有すること」については、同行の金融政策運営に関するものであり、同行の自主性を尊重する観点から、お答えすることは差し控えたい。

内閣としては、黒田東彦日本銀行総裁(以下「黒田総裁」という。)の個別の発言の内容についてお答えすることは差し控えたいが、同年十月三十日に、黒田総裁が、「BOEは、国債発行額の七割ぐらいまで買い進んだと思いますが」との発言を行い、同行が公表する定例記者会見要旨で「BOEの国債買入れ額は、正しくは、国債発行額の約四割でした」との訂正が行われていると承知している。

平成二十七年年度の利付国債の市中発行額に占める同行の国債購入額の割合は、同年度の同行による国債買入れ見込額を同年年度国債発行計画における利付国債の市中発行予定額で除すことにより求めると、約八割となる見込みである。先進主要七箇国との比較に関しては、国ごとに資産買入れ実施の有無及び資産買入れ対象銘柄等の金融政策の内容が異なっており、同様の比率を示すことは困難である。

同行の国債購入額の対GDP比は、同年度の同行による国債買入れ見込額を「平成二十八年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成二十八年一月二十二日閣議決定。以下「政治経済見通し」という。)における名目国内総生産の平成二十七年実績見込みで除すことにより求めると、約二割となる見込みであり、また、御指摘の「累

「積購入額」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同行の国債等保有残高の対GDP比は、同行の「資金循環統計」における同年九月末時点の同行の国債等保有残高を、政府経済見通しにおける名目国内総生産の同年度実績見込みで除することにより求めると、約六割となる見込みである。先進主要七箇国との比較に関しては、国ごとに資産買入れ実施の有無及び資産買入れ対象銘柄等の金融政策の内容が異なっており、同様の比率を示すことは困難である。

また、国債金利は、経済・財政の状況等の様々な要因を背景に市場において決まるものであり、お尋ねの「長期金利が急上昇する」リスクの程度について一概にお答えすることは困難である。御指摘の「財政ファイナンスがどのような状況を目指すのかについては、様々な議論があるものと承知しているが、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第五条本文においては、「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れはならない」とされており、これに抵触する同行による公債の引受け等については、禁じられているものと理解している。現在、同行がマインス金利付き量的・質的金融緩和の下で行っている国債買入れは、二パーセントの物価安定の目標の実現という金融政策を目的とし、同行が自らの判断で、市場で流通しているものを対象に実施しているものであり、同条に抵触するものではないと考えている。

同年六月十日の事実実効為替レートについての黒田総裁の御指摘の発言については承知しているが、内閣としては、黒田総裁の個別の発言についてお答えすることは差し控えたい。

平成二十五年一月二十二日に政府及び同行が共同で公表した「内閣府、財務省、日本銀行」デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について(共同声明)二(以下「共同声明」という)においては、同行は、「物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で二%とする」、「上記の物価安定の目標の下、金融緩和を推進し、これができるだけ早期に実現することを目指す」としている。内閣もこの方針を共有しており、これに変更はない。

また、黒田総裁が、平成二十七年十月三十日の記者会見において、「日本銀行は二%の「物価安定の目標」をできるだけ早期に実現することにコミットしています。二%程度という表現は、物価安定目標の実現に関するこのコミットメントにおいて、「できるだけ早期に」という際に念頭に置いている期間を示したものです」と説明していることは承知している。内閣としては、共同声明にもあるとおり、できるだけ早期に物価安定の目標を実現していただくことを期待している。

共同声明での物価安定の目標における消費者物価は、消費者物価指数の総合指数であると承知しており、その同年十二月時点での前年比上昇率は〇・二パーセントである。同行は、同行が平成二十八年一月二十九日に公表した「経済・物価情勢の展望」(以下「経済・物価情勢の展望」という)において、消費者物価の前年比上昇率が二パーセント程度に達する時期は、平成二十九年度前半頃と予想しているものと承知している。

物価安定の目標の実現のため、お尋ねの「金融政策以外ではどのような政策が重要であると考えるか」及び「格差を是正する」という政策は有効であると考えるか否かについては、一概にお答え

することは困難であるが、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現に向け、内閣としては、機動的なマクロ経済政策運営に努めるとともに、革新的研究開発への集中投入、イノベーション基盤の強化、大胆な規制・制度改革、税制の活用など思い切った政策を総動員し、経済構造の変革を図るなど、日本経済の競争力と成長力の強化に向けた取組を具体化し、これを強力に推進すること、また、財政運営に対する信頼を確保する観点から、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進することが重要であると考えている。なお、内閣は、デフレ脱却・経済再生に取り組む中で、格差が固定化しないよう、三年連続で最低賃金的大幅な引上げを実施し、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を推進するなど、様々な取組を行っている。また、お尋ねの「少子化は二%の物価目標」にどのような影響を与えると考えるかについては、例えば、生産年齢人口の変化率と物価上昇率との関係についても様々な議論があること等から、一概にお答えすることは困難である。

経済協力開発機構が「Trends in Income Inequality and its Impact on Economic Growth」と称する報告書を平成二十六年十二月九日に公表したことは承知している。格差と経済成長の関係については、同報告書を含め様々な議論があり、一概に申し上げられないが、格差については、これが固定化されず、人々の許容の範囲を超えたものではないことが重要である。

共同声明における「金融面での不均衡の蓄積」とは、不動産をはじめとする資産価格の過熱や過剰融資等の金融面での不均衡の蓄積に当たる事象を指すものと考えている。お尋ねの「リスク要因」に

ついては、経済・物価情勢の展望において、同行は、「経済の見通しに対する上振れ、下振れ要因」として、経済情勢に関して「海外経済の動向」、「消費税率引き上げの影響」、「企業や家計の中長期的な成長期待」及び「財政の中長期的な持続可能性」を、物価情勢に関して「企業や家計の中長期的な予想物価上昇率の動向」、「マクロ的な需給バランス」、「物価上昇率のマクロ的な需給バランスに対する感応度」及び「輸入物価の動向」を挙げているものと承知している。また、共同声明は現在においても有効である。

経済企画庁(当時)が平成五年七月二十七日の閣議に配布した「平成五年度年次経済報告」では、バブルが発生したのは、資産価格の上昇が続く中で、次第に更に価格が上昇するだろうという価格上昇期待が高まり、それが投機的な需要を膨張させ、現実には価格が上昇するという形で、価格上昇期待が自己増殖的に膨張していったためだと考えられる旨を記述している。バブル経済における内閣と同行の対策としては、同経済報告においては、土地基本法(平成元年法律第八十四号)以降の税制面の見直しや金利の引上げ、土地関連融資の総量規制の導入などが挙げられているが、これにより資産価格が下落基調に転じ、資産価格の値上がり期待を前提とした投機的な需要は急速に剥落し、一挙に需給バランスが崩れ、資産価格は更に下落したと分析されている。

お尋ねの「資産バブル」がどのような状況を目指すのかについては、様々な議論があるものと承知しているが、現段階において、お尋ねの「一九八〇年代後半のようなバブル経済が発生しているとは考えていない。また、黒田総裁の個別の見解についてお答えすることは差し控えたい。

日本銀行政策委員会・金融政策決定会合の議事録については、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第二十条第二項において、政策委員会が適当と認めて定める相当期間経過後に公表しなければならぬとされている。米國連邦準備制度理事會においては五年後、イングランド銀行においては八年後、欧州中央銀行においては三十年後、カナダ中央銀行においては非公表との扱いとなつてゐると承知しているが、内閣としては、同委員会が議事録公開までの期間を適切に定めてゐるものと考えてゐる。

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員仲里利信君提出子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害と被害者の救済に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出組体操が学習指導要領から外されたことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出T P P交渉の大筋合意に伴う政府の認識及び見解等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出T P P大筋合意に伴う政府試算に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出国会審議への遅刻で防衛省幹部が処分されたことに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出日韓外相会談後の日韓外相共同記者発表に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出S M A P騒動と放送法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出北朝鮮が行つたとされる水爆実験に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出尖閣諸島国有化当時の外務省の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出生活保護に関する集団訴訟の担当裁判官に関する質問に対する答弁書

平成二十八年二月二日提出
質問 第一〇六号

子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害と被害者の救済に関する質問主意書

提出者 仲里 利信

子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害と被害者の救済に関する質問主意書

厚生労働省は、二〇一〇年から子宮頸がんワクチン接種緊急促進事業として、公費負担により子宮頸がんワクチン(H P Vワクチン)の予防接種を促進してきた。

初年度の二〇一〇年は任意であるが接種を推奨し、二〇一三年三月の予防接種法の改正に伴い四月から定期接種にして積極的な接種に切り替えた。

しかし、全国で接種後の健康被害が報告されたことから、同年六月に積極的に勧奨しない「方針」に変更するなど、対応が二転三転し、しかも対策

も十分ではなく、また副反応を訴える被害者への救済も後手に回つてゐるという批判が相次いでゐる。

そこでお尋ねする。

一 子宮頸がんワクチン(H P Vワクチン)の予防接種が任意の接種勧奨から定期接種へ、そして積極的に勧奨しないよう留意するという具合に、政府の取り組みが二転三転した理由は何か。

二 世界保健機関(W H O)が予防接種プログラムに組み込むよう各国に勧めてゐるといへども、我が国で勧奨しないし定期に接種することとする場合、当然、副作用や効果等について一定の臨床実験や検査等所定の手続きを経た上で、実用化に及ぶものと思われる。今回の子宮頸がんワクチン(H P Vワクチン)の場合はどのような手続きや実験、検査、確認を経て接種という実用化に及んだのか。

三 子宮頸がんワクチンの成分が非公表と聞くが、実際はどうか。非公表ならばなぜ公表できないのか。子宮頸がんワクチンの成分を公表するよう製薬会社を求めるべきではないか。非公表の成分のワクチンを使用することは予防接種法上可能なのか。

四 厚生労働省は、専門家による研究班を組織し、子宮頸がんワクチン成分と接種後の副反応被害との因果関係を徹底的に調査するとしてゐる。なぜ未だに因果関係の解明や有効な治療法の確立ができないのか。

五 子宮頸がんワクチンを接種した人が増加するにつれて、複合性局所疼痛症候群(C R P S)が特異的に見られるようになったとのことであ

る。接種後の被害の実態調査を実施してゐるか。実施しているのであれば、これまでの接種者数、C R P Sを訴える被害者数を接種時期別、地域別、年齢別、症状別に公表せよ。実施してゐないのであれば、その理由と今後の展望と対策を明らかにせよ。

六 政府は、今回の勧告で「子宮頸がんワクチンの接種を中止したわけではなく、定期接種の対象から外したわけでもない。定期接種希望者への周知を呼びかけるとともに、接種機会の確保を求める」とのことである。子宮頸がんワクチン成分と接種後の副反応被害との因果関係が解明されていない中で、このような勧告や取り組

みは、子宮頸がんの発生率の高い若い女性に対する説明や対策としては極めて不十分であり、かつ、無責任なものであると思われる。政府の考えはどうか。がん予防の観点から政府はもつと積極的に若い女性に説明や対策を講じるべきではないか。

七 因果関係が明らかでないとして救済の手立てが講じられてゐない子宮頸がんワクチン(H P Vワクチン)の接種後の副反応被害者を國の支援の下、早急に救済すべきではないか。

八 接種者は若年者が主体であると聞く。副反応が生じたならば、将来にわたる健康不安の問題が存在することになり、長期間の診察・検査を余儀なくされるため被害者とその家族に経済的・精神的負担が過大となることを考えられる。政府は今後どのような救済策や対策を講じる考えか。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一〇六号
平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害と被害者の救済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害と被害者の救済に関する質問に対する答弁書

一及び二について

子宮頸がん予防ワクチンのうち、サーバリックスについては平成二十一年十月十六日に、ガーダシルについては平成二十三年七月一日に、厚生労働省において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第十四条第一項の承認を与えたものである。

子宮頸がん予防ワクチンについては、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が平成二十二年十月に取りまとめた意見書を受けて、同年十一月から平成二十五年三月まで、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が実施する当該ワクチンの接種を支援したところである。また、同年四月から、ヒトパピローマウイルス感染症を予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による定期の予防接種の対象としたところである。

その後、子宮頸がん予防ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異

平成二十八年二月十六日 衆議院会議録第十一号

議長 報告

的に見られたことから、平成二十五年六月に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会及び厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の合同会議(以下「合同会議」という。)における議論を踏まえ、市町村に対して、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について(勧告)」(平成二十五年六月十四日付け健発〇六一四第一号厚生労働省健康局長通知)により、当該疼痛の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間は、積極的な接種の勧奨を差し控えることを勧告したものである。

三について

子宮頸がん予防ワクチンの成分は、製造販売業者の添付文書等において、公表されているところである。

四について

子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状に関する病態の解明及び治療方法については、平成二十五年年度から厚生労働科学研究費補助金により研究を行っているところであるが、政府としては、当該症状が多岐にわたるため、病態の解明及び治療法の確立を直ちに行うことは困難であると考えている。

五について

厚生労働省においては、平成二十六年十月に、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状に係る追跡調査を実施し、平成二十七年九月の合同会議において子宮頸がん予防ワクチンが販売されてから平成二十六年十一月までの同ワクチンの接種者数の合計を公表し

ているところである。

また、予防接種法第十二条第一項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の十第一項及び第二項に基づき子宮頸がん予防ワクチンの製造販売業者又は医師から複合性局所疼痛症候群(以下「CRPS」という。)と厚生労働省に報告された症状の数、接種時期、年齢については、合同会議において公表している。なお、お尋ねの「地域別」のCRPSを訴える被害者数については、子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状を分析するに当たり必要な情報ではないため公表しておらず、今後も公表の予定はない。

六について

政府としては、引き続き、子宮頸がん予防ワクチンの有効性及び安全性等に関する情報提供を積極的に行うてまいりたい。

七及び八について

厚生労働省としては、子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状について、通常の医学的見地によれば接種後の症状の原因として予防接種以外の要因が考えられるが、接種後の症状が予防接種によつて起こることを否定はできない場合も救済の対象とするのが我が国の予防接種に係るこれまでの方針を踏襲し、合同会議における議論を踏まえ、救済を進めることとしている。また、患者及びその保護者の様々な相談に応じるため、平成二十七年十一月に、全都道府県に相談窓口を設置したところであり、引き続き、子宮頸がん予防ワクチン接種後に症状を生じた患者及びその保護者に対する支援を適切に行うてまいりたい。

平成二十八年二月二日提出
質問 第一〇七号

組体操が学習指導要領から外されたことに關する質問主意書

提出者 初鹿 明博

組体操が学習指導要領から外されたことに關する質問主意書

昨年、大阪府八尾市の中学校の運動会で組体操競技中に人間ピラミッドが崩壊してしまう事故映像がインターネットで流布されて以来、組体操に一定の規制を入れる必要があるのではないかと議論になっていきます。

名古屋大学大学院准教授の内田良氏の著書「教育という病によると、戦後の学習指導要領を確認してみると、小学校では昭和二十四(一九四九)年度に簡易な記載があったものの、昭和二十八(一九五三)年度版には記載がすでになくなっていく。中学校および高校では、昭和二十六(一九五二)年度版(この当時は中学校と高校で同一の学習指導要領)に、「巧技」のなかの「組立型」として明確な位置づけがされていて、さまざまな組み方が図解で紹介されている。とはいえ、それでも今日のような巨大なものではなく、最大で三段のピラミッドが示されているだけである。その後、中学校についていうと、昭和三十三年(一九五八)年度版ではかろうじて「組体操」の文字を「かすみづける」ことができるだけで、それも昭和四十四(一九六九)年度には姿を消している。高校の場合は、昭和三十一年(一九五六)年度版ですでに、組体操の記述はなくなっている」とあります。

今まで掲載されていたものが、掲載されなくなったことには、事故が多発している、教育的な

効果が認められない、指導する教員の確保が難しいなど何らかの理由があるはずです。

なぜ、学習指導要領に掲載されていた二人以上で行う体操が、後に掲載されなくなったのか、理由をお答えください。

内閣衆質一九〇第一〇七号

平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出組体操が学習指導要領から外されたことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出組体操が学習指導要領から外されたことに関する質問に対する答弁書

お尋ねの「学習指導要領に掲載されていた二人以上で行う体操」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、小学校に関しては、「学習指導要領 小学校 体育編(試案) 昭和二十四年度」における「組体操」との記載が昭和二十八年度の改訂により削除され、中学校に関しては、中学校学習指導要領(昭和三十三年文部省告示第八十一号)における「組体操」との記載が昭和四十四年の改訂により削除され、高等学校に関しては、「高等学校学習指導要領 保健体育科編 昭和三十一年度改訂版」における「組立」との記載が昭和三十五年の改訂により削除されているところ、これらの記載が削除された理由については、文部科学省に現存する資料からは確認することができず、お答えすることは困難である。

平成二十八年二月二日提出
質問 第一〇八号

ＴＰＰ交渉の大筋合意に伴う政府の認識及び見解等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 貴子

ＴＰＰ交渉の大筋合意に伴う政府の認識及び見解等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一九〇第七四号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一九〇第一五号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書及び前々回答質問主意書で、「衆参農水委員会の国会決議を遵守できたか、それとも遵守できなかったのか」と問うたところ、「前回答弁書」(内閣衆質一九〇第七四号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一九〇第一五号)では、「政府としては、衆議院及び参議院の農林水産委員会の決議をしっかりと受け止め、全力で交渉に当たってきたところであり、国益にかなう最善の結果を得られたと考えている。交渉の結果を当該決議に照らしてどのように評価するかについては、国会で御判断いただくことであるが、政府としては、当該決議の趣旨に沿う結果を得られたと考えている。」との答弁をなしており、質問に対して答えていない。衆参農水委員会の国会決議において、「六 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。」と明記されているが、政府は、ＴＰＰ交渉の大筋合意に伴い右事項を守れたと認識しているか。

内閣衆質一九〇第一〇八号

平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ＴＰＰ交渉の大筋合意に伴う政府の認識及び見解等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出ＴＰＰ交渉の大筋合意に伴う政府の認識及び見解等に関する第三回質問に対する答弁書

一 について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十八年一月十九日内閣衆質一九〇第一五号)一から三までについてお答えしたとおりである。

平成二十八年二月二日提出
質問 第一〇九号

ＴＰＰ大筋合意に伴う政府試算に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

ＴＰＰ大筋合意に伴う政府試算に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一九〇第七二号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、ＴＰＰ大筋合意に伴い、我が国の第一次産業(農林業、漁業等)、第二次産業(加工産業等)及び第三次産業(サービス業等)への影響試算について具体的な数字を示し、それを踏まえ、我が国に対する影響について、政府の見解を問うたところ、「前回答弁書」(内閣衆質一九〇第七二号)では、「環太平洋

パートナーシップ(以下「ＴＰＰ」という。)協定が我が国経済に与える影響については、内閣官房が平成二十七年十二月二十四日に公表した「ＴＰＰ協定の経済効果分析」において、「ＴＰＰが発効し、その効果により我が国が新たな成長経路(均衡状態)に移行した時点において、実質ＧＤＰは二・六％増、二〇一四年度のＧＤＰ水準を用いて換算すると、約十四兆円の拡大効果が見込まれる」との分析結果を示しているところである。…との答弁がなされている。右答弁に記されている、「約十四兆円」の内訳を示されたい。

二 前回質問主意書で、ＴＰＰ大筋合意に伴い、我が国の第一次産業(農林業、漁業等)、第二次産業(加工産業等)及び第三次産業(サービス業等)への影響試算について具体的な数字を示すよう問うたところ、「前回答弁書」(内閣衆質一九〇第七二号)では、「環太平洋パートナーシップ(以下「ＴＰＰ」という。)協定が我が国経済に与える影響については、内閣官房が平成二十七年十二月二十四日に公表した「ＴＰＰ協定の経済効果分析」において、「ＴＰＰが発効し、その効果により我が国が新たな成長経路(均衡状態)に移行した時点において、実質ＧＤＰは二・六％増、二〇一四年度のＧＤＰ水準を用いて換算すると、約十四兆円の拡大効果が見込まれる」との分析結果を示しているところである。この分析は、ＴＰＰ協定が我が国経済全体に与える効果を示す目的で行ったものであり、お尋ねの第一次産業、第二次産業及び第三次産業の産業別の影響は算出しておらず、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。右

答弁で「第一次産業、第二次産業及び第三次産業の産業別の影響は算出しておらず、お答えすることは困難である。」との答弁をなされているが、政府として、なぜ産業別の影響は算出してないのか答えられたい。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一〇九号
平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出TPP大筋合意に伴う政府試算に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出TPP大筋合意に伴う政府試算に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「約十四兆円」の内訳の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣官房が平成二十七年十二月二十四日に公表した「TPP協定の経済効果分析」において、環太平洋パートナーシップ（以下「TPP」という。）協定が我が国経済に与える影響として「実質GDP水準は、TPPがない場合に比べて二・六％程度増加する」としており、その内訳は、民間消費が一・六パーセント程度、輸入がマイナス〇・六パーセント程度、輸出が〇・六パーセント程度、投資が〇・六パーセント程度及び政府消費が〇・四パーセント程度である。

二について

先の答弁書平成二十八年一月二十九日内閣

衆質一九〇第七二号）でお答えしたとおり、第一次産業、第二次産業及び第三次産業の産業別の影響を算出していないのは、「TPP協定の経済効果分析」は、TPP協定が我が国経済全体に与える効果を示す目的で行ったものであるからである。

平成二十八年二月二日提出
質問 第一一〇号

国会審議への遅刻で防衛省幹部が処分されたことに関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

国会審議への遅刻で防衛省幹部が処分されたことに関する再質問主意書

中谷防衛大臣は本年一月二十一日、同月十八日の参議院予算委員会に遅刻したとして、防衛省の真部朗整備計画局長、防衛装備庁の石川正樹官房審議官、堀地徹整備政策部長の三人を訓戒処分とした。また黒江哲郎防衛事務次官、渡辺秀明防衛装備庁長官、豊田硬官房長ら三人も、監督責任があつたとして注意処分とした。

右と「前回答弁書」（内閣衆質一九〇第八一号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、大雪の影響で国会審議に遅刻したとして、防衛省の真部朗整備計画局長、防衛装備庁の石川正樹官房審議官、堀地徹整備政策部長の三人が訓戒処分とされ、また、黒江哲郎防衛事務次官、渡辺秀明防衛装備庁長官、豊田硬官房長ら三人も、監督責任があつたとして注意処分されたことに關し、今回の遅刻は、大雪の影響が原因であるのだから、右六人への処分はいきすぎではないかと、中谷防衛大

臣の見解を問うたところ、「前回答弁書」（内閣衆質一九〇第八一号）では、「御指摘の事案に關し平成二十八年一月二十一日に防衛大臣が行った訓戒及び注意は、訓戒等に関する訓令（昭和三十一年防衛庁訓令第三十三号）に基づき、行為の態様、影響等を含め諸般の事情を総合的に考慮して行つたものであり、適切なものであると考えている。」との答弁がなされている。人命にかかわることでもなければ、国会審議に影響を与えてもいない。今回の処分は常識的に考えてもいきすぎではないか。改めて、中谷防衛大臣の見解如何。

内閣衆質一九〇第一一〇号
平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出国会審議への遅刻で防衛省幹部が処分されたことに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出国会審議への遅刻で防衛省幹部が処分されたことに関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十八年二月二日内閣衆質一九〇第八一号）一及び二についてでお答えしたとおり、平成二十八年一月二十一日に防衛大臣が行った訓戒及び注意は、行為の態様、影響等を含め諸般の事情を総合的に考慮して行つたものであり、適切なものであると考えている。

平成二十八年二月三日提出
質問 第一一一号
日韓外相会談後の日韓外相共同記者発表に関する再質問主意書

提出者 井坂 信彦

日韓外相会談後の日韓外相共同記者発表に関する再質問主意書

二〇一六年一月十四日、衆議院議員井坂信彦提出の「日韓外相会談後の日韓外相共同記者発表に関する質問主意書」の政府答弁、特に、二、三、四の質問に対する答弁は、約千八百五十字にわたる詳細な質問にも関わらず、二及び三については、「発表したとおりである」、四については、「仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい」などと、今後の日韓関係を真剣に懸念した質問に対して、とても真摯な答弁とは言えない。日韓間のいわゆる慰安婦問題については、一九六五年の日韓請求権協定にすでに「完全かつ最終的に解決」とされていた。それにも関わらず「慰安婦問題」はこれまで、幾度となく日韓関係を悪化させる問題として繰り返されてきた。

今般の質問主意書、一の答弁では、「政府としては、韓国政府の明確かつ十分な当該合意に対する確約を得た」としているが、これまでの日韓間の取り決めもすべて、確約を得てきたはずである。それにも関わらず、何度も「可逆的」な対立が繰り返されてきた。だからこそ今後の日韓関係における日本の国益を確保するうえで、言葉の定義や双方の認識のギャップなどを明確にすることは極めて重要だと考える。真摯な、誠意のある答弁を再度求め、以下の質問をする。

一 二〇一六年一月十四日、衆議院議員井坂信彦提出の質問主意書、二について

以下、質問主意書該当部分

(二) 日韓両国間の「慰安婦問題」の定義について

日韓外相共同記者発表では、岸田外相と韓国・尹炳世外相の慰安婦問題に関する言い回しが異なっていた。岸田外相は、慰安婦問題のことを「慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」と表現している。韓国・尹炳世外相は、「日本軍慰安婦被害者問題」と表現している。日本政府の見解として、岸田外相が述べた「慰安婦問題」とは、韓国・尹炳世外相が表現した「日本軍慰安婦被害者問題」と同じ問題であると理解しても差し支えないのか。

この質問に対する政府答弁は「共同記者発表の場で発表したとおりである」というものであった。日本政府の考える「慰安婦問題」と、韓国政府の考える「日本軍慰安婦被害者問題」は、言葉の違いがあることから、同一の問題を扱っていないことになるのか。説明を加えた、誠意のある回答を求める。なぜ、日本政府の「慰安婦問題」と韓国政府の「日本軍慰安婦被害者問題」とで言葉が異なるのか。

二 二〇一六年一月十四日、衆議院議員井坂信彦提出の質問主意書、三について

以下、質問主意書該当部分

(三) 日韓両国間における「最終的かつ不可逆的」の認識ギャップ

日韓外相共同記者発表では、韓国・尹炳世外相が、「今回の発表により、日本政府

と共に、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する」と述べた。一方、安倍首相は二十八日夜、記者団に対して、「私たちの子や孫、その先の世代の子どもたちに謝罪し続ける宿命を背負わせるわけにはいかない。その決意を実行に移すための合意だ。この問題を次の世代に決して引きずらせてはいけない。最終的、不可逆的な解決を七十年目の節目にすることができた」と述べた。日本側の認識として、「最終的かつ不可逆的」とは、日本では、「もう蒸し返さない」といったニュアンスで理解されているが、韓国内では、十二月二十九日には韓国・東亜日報が、「これからこの合意の『最終的、不可逆的』の精神が守られるかは日本がどのように行動するかに懸っている。一九九三年の河野談話直後に韓国政府は、『これ以上慰安婦問題を韓日外交懸案で申し立てない』と言及したが、日本が独島、教科書、靖国神社で歴史問題の挑発を続けたため、約束は変更された。」と報道し、十二月三十日には、韓国・中央日報が「『不可逆的』という表現を入れる問題は交渉中に韓国側が先に提起したものだ」という。日本の政治家が旧日本軍の慰安婦強制動員を初めて認めた河野談話などを否定する発言を繰り返すことを念頭に置き、『もうこれ以上は言葉を変えるな』という趣旨で強調したということだ。」と報道している。

(一) 「最終的かつ不可逆的」の意味について、安倍総理の発言にあるような「この問題を次の世代に決して引きずらせない」、つまり、どのようなことがあっても「蒸し返さない」という意味の「最終的かつ不可逆的」な合意と理解してよいのか。

(二) 韓国のメディアが報道しているように、「最終的かつ不可逆的」の意味は、日本の政治家が旧日本軍の慰安婦強制動員を初めて認めた河野談話などを否定する発言を繰り返すことを念頭に置いた、「もうこれ以上は言葉を変えない」という趣旨で理解しても良いのか。

① この質問に対する政府答弁は、「共同記者発表の場で発表したとおりである」という答弁であった。(一)、(二)について、共同記者発表のどの一文が回答に該当するのか、指し示すことを求める。もしくは、各設問に対し、説明を加えた誠意のある答弁を求める。

② 国民や後世の政治家が、今回のこの合意をしっかりと把握することは重要なことである。戦後日本史の中で、日韓を巡る歴史問題は、日本にとっても二度と同じ道を繰り返してはならない問題であると考えられる。だからこそ、政府はしっかりと今回の合意内容を明示する必要がある。日本側の未来に渡る政治家が「河野談話などを否定する発言をする」ということになれば、最終的、不可逆的な精神が守られなかったと韓国側が判断し、日韓合意は破棄されてしまうのか。

③ 今般の日韓外相会談による日韓合意後も、竹島に関する日本政府の見解、「竹島は、歴史的事実と照らしても、かつ国際法上も明らかに日本固有の領土です。韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。」という立場に変更はないということが良いか。

三 二〇一六年一月十四日、衆議院議員井坂信彦提出の質問主意書、四について

以下、質問主意書該当部分

(四) 日韓外相共同記者発表の内容について

(一) 岸田外務大臣は共同記者発表、日本側発言③の部分で「日本政府は上記を表明するとともに、上記②の措置を着実に実施するとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。あわせて、日本政府は、韓国政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。」と述べた。つまり「日本政府の予算により、全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒やす措置を実施すれば最終的かつ不可逆的に解決すると述べている。一方、韓国・尹炳世外相は、韓国側発言②において、在韓国日本大使館前の少女像について、「韓国政府としても、可能な対応方向について関連団体との協議を行う等を通じて、適切に解決されるよう努力する」と述べている。この韓国側の発言②の部分が履行されなくても、日本政府は、岸田外相の日本側発言②の実施をもって「最

最終的かつ不可逆的な解決として、今後、国連等国際社会において、本問題について韓国を非難・批判することを控えるのか。それとも韓国側発言②が履行されるまでは最終的かつ不可逆的な解決とは認められないのか。

(二) 韓国・尹炳世外相は、発言②の部分で、在韓国日本大使館前の少女像について、「韓国政府としても、可能な対応方向について関連団体との協議を行う等を通じて、適切に解決されるよう努力する」と述べている。「可能な対応方向」や「適切に解決」とは、様々な解釈の余地があるが、韓国政府が、関連団体との協議を行う等を通じて、「在韓国日本大使館前の少女像を撤去しない」という「可能な対応方向」で「適切に解決」した場合、日本政府としても「在韓国日本大使館前の少女像を撤去しない」ことを「適切な解決」と認めるのか。

この質問に対する政府答弁は、「仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい」であった。

① 上記、質問のどの箇所が「仮定」の質問であるのか。二や三、四などと、まとめて回答せず、設問番号、枝番号、何行目等、具体的な箇所を指し示して、「この部分が仮定であるからお答えを差し控えたい」と具体的に誠意のある回答を求める。または、同じ質問に対して、説明を加えた誠意のある回答を再度求める。

② 本問は「解釈」について問う質問主意書である。

る。質問主意書の答弁で、「記者発表のとおり」や「仮定の話にはお答えは差し控えたい」というのであれば、日韓外相会談後の日韓外相共同記者会見の発表には、「解釈」の余地はないということか。説明を加えた、誠意のある回答を求める。

③ 上記、韓国側の発言②の部分について、「韓国が履行する確約を得た」との政府の認識は十分理解できる。文書上の解釈において、この韓国側の発言②の部分が履行されるか、されないかに関係なく、日本政府は、岸田外相の日本側発言②の実施をもって「最終的かつ不可逆的な解決」として、今後、国連等国際社会において、本問題について韓国を非難・批判することをおこなうのか。それとも韓国側発言②が、日本政府が期待するように履行されるまでは最終的かつ不可逆的な解決とは認めないのか。説明を加えた誠意のある回答を求める。

④ 「在韓国日本大使館前の少女像を撤去するか、しないかに関係なく、日本政府は、岸田外相の日本側発言②の実施をもって「最終的かつ不可逆的な解決」として、今後、国連等国際社会において、本問題について韓国を非難・批判することをおこなうのか。それとも日本政府が期待するように「在韓国日本大使館前の少女像」が撤去されるまでは最終的かつ不可逆的な解決とは認めないのか。

⑤ 日本政府は、韓国側の発言②が履行されないことを、全く想定していないのか。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一一一号
平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員井坂信彦君提出日韓外相会談後の日韓外相共同記者発表に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出日韓外相会談後の日韓外相共同記者発表に関する再質問に対する答弁書

一について

平成二十七年十二月二十八日の日韓外相会談で確認された慰安婦問題に関する合意(以下「当該合意」という。)の内容は、同会談後の共同記者発表の場で発表したとおりであるが、日本政府の言う「慰安婦問題」と大韓民国政府の言う「日本軍慰安婦被害者問題」との間に違いがあるとは認識していない。

共同記者発表に至る経緯等、外交上のやり取りの詳細について明らかにすることは差し控えたい。

二の①について

岸田外務大臣の発表のうち、「日本政府は上記を表明するとともに、上記②の措置を着実に実施する」との前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。」及び尹炳世大韓民国外交部長官の発表のうち、「韓国政府は、日本政府の表明と今回の発表に至るまでの取組を評価し、日本政府が上記1. ②で表明した措置が着実に実施される」との前提で、今回の発表により、日本政府と

共に、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。」が該当する。

二の②について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

二の③について

竹島は我が国固有の領土であり、大韓民国による竹島の占拠は不法占拠である。政府としては、今後とも、竹島の領有権の問題の平和的解決を図るため、粘り強い外交努力を行っていく考えであるという立場に変わりはない。

三の①について

先の質問主意書(平成二十八年一月十四日提出質問第四二四(一)及び(二)のうち、「この韓国側の発言②の部分が履行されなくても」及び「在韓国日本大使館前の少女像を撤去しない」という「可能な対応方向」で「適切に解決した場合」が仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

三の②について

当該合意の内容は、岸田外務大臣と尹炳世大韓民国外交部長官が共同記者発表の場で発表したとおりであり、これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

三の③から⑤までについて

当該合意の内容は、岸田外務大臣と尹炳世大韓民国外交部長官が共同記者発表の場で発表したとおりであり、政府としては、日韓両政府がそれぞれ当該合意を着実に実施することが重要と考えている。

平成二十八年二月三日提出
質問 第一一一二号

S M A P 騒動と放送法に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

S M A P 騒動と放送法に関する質問主意書

二〇一六年一月、国民的人気グループのS M A Pの解散騒動がマスコミ各社で報道され、NHKのニュースでも取り上げられた。新聞各紙でも大きく報道され、東京新聞の「S M A P騒動 労働問題として考える」(東京新聞一月二十一日)では、「まるでパワハラ」との見出しで、米国で同じような事態になればパワハラとみなされ労働関連法的にアウトと報道されるなど、日本の芸能人と芸能事務所との日本特有の関係が議論されてきた。

一月十八日には、S M A Pのメンバー五人が番組内容を変更して、解散報道を謝罪し、所属事務所も存続を認めることで収束が図られた。今回の騒動によって、芸能人と芸能事務所との詳細な関係がクローズアップされ、多くの国民的議論がなされたことは周知のとおりである。

一方、韓国の国民的人気グループであった「東方神起」は、二〇一〇年に分裂し、五人のうちの三人が独立し、J Y Jというグループを結成したが、地上波の音楽番組に一切出演できなくなってしまう事態に陥った。二〇一五年十一月、韓国は放送法を改正して「理由なく出演を阻止する不正行為」を追加し、いわゆるJ Y J法が国会で可決された。

S M A Pをはじめとする国民的人気グループの解散騒動は、アジアを中心とする海外でも大きく

く報じられ、彼らが日本のソフトパワーの一翼を担っていることを大きく印象づけた。今後も、日本のクリエイティブ業界の一角である、才能ある芸能人が、より活躍の機会を広げる環境を整備していくためにも、政府として真剣に議論すべきと考え、以下の質問をする。

一 現在の日本の放送法では、第三条で放送番組編成の自由に関し、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」と規定している。

(一) 日本では、韓国J Y J法で禁止されている「放送事業者の役員以外の者の要請により、放送プログラムに出演をしようとする者を出演できないようにする行為」は放送法違反となる行為かどうか、政府の見解は如何。

(二) 事実関係の有無は問わないが、週刊新潮の二〇一六年一月二十一日号では、NHK関係者の話として、「昨年の紅白歌合戦に際し、女性マネージャーからNHKにS M A Pを総合司会にするよう申し入れがあり、局側が事務所に相談したところ、『そんなにS M A Pを重用したいなら、どうぞ好きに。その代わり、今年ほかのグループはすべて引き揚げますから』という趣旨の通告がなされた」と報じられている。一般論として、「芸能事務所が所属タレントの番組出演に大きな影響を及ぼすような行為」によって「放送プログラムに出演をしようとする者を出演できないようにすること」は、上記、放送法違反となるかどうか、政府の見解は如何。

二 前述のとおり、韓国では、放送法を改正して、いわゆるJ Y J法を国会で可決させた。英国でも、英国通信法において、一般的な意味で反競争的な行為を禁止する規定や不正な取扱いを禁止する規定が存在する。日本では現行、放送事業者は放送法第五条により、「番組基準」を定め公表し、第六条により「放送番組審議機関」による審議によって自主的に放送番組の適正を図るとしており、番組制作上の前述のような禁止規定は存在しない。このような、「放送事業者が第三者(芸能事務所等)の要請により、正当な理由なく、特定の芸能人への出演を阻止する行為を禁止する」制度について、日本で導入する検討や議論はこれまでなされてきたか。また、今後、導入の可能性等はないか。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一一二号
平成二十八年二月十二日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員井坂信彦君提出S M A P騒動と放送法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員井坂信彦君提出S M A P騒動と放送法に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの内容が放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)違反に該当するか否かについては、個別具体的な状況に即して判断する必要がある、一概にお答えすることは困難である。

二 について

お尋ねの「放送事業者が第三者(芸能事務所等)の要請により、正当な理由なく、特定の芸能人への出演を阻止する行為を禁止する」制度の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

平成二十八年二月三日提出
質問 第一一一三号

北朝鮮が行ったとされる水爆実験に関する再質問主意書

提出者 岡本 充功

北朝鮮が行ったとされる水爆実験に関する再質問主意書

北朝鮮が行ったとされる水爆実験に関する質問主意書(平成二十八年一月十四日提出、質問第四六号)に対する答弁書(内閣衆質一九〇第四六号、以下「答弁書」という。)について、不明確な答弁があり、また、新たに疑問が生じたところもある。そこで、以下の通り再質問する。

一 答弁書二について「中、『実験に関連する情報』の具体的に意味するところが必ずしも明らかではない」とある。そこで「実験に関連する情報」を、「実験場付近における設営・撤収等の作業に伴う人員や車両の動向その他、実験に係すると思料される一切の情報」と定義した上で、米国、韓国等の関係国より、このような情報についての連絡や通報が事前にあったのか、改めて回答を求める。

また、「米国、韓国等」の「等」には、他にどのような国が含まれるのか回答を求める。

二 答弁書「三」について中、核実験の定義はない

としながらも、『北朝鮮は、過去に核実験を行ったことがあると考えている』とする。では、政府が考えている、過去に北朝鮮が行った『核実験』とは、どのような実験をいうのか。一般的の意味である「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」と考えてよいのか、回答を求める。

三 答弁書「四」について「中、『核保有国の定義については、我が国の現行の法令において規定されたものはない』とあるが、政府において、北朝鮮は「核保有国」であると考えているか、また、それはどのような根拠に基づくものか。核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号)における核保有国の定義との関係も踏まえての回答を求める。

さらに、『既に核兵器計画が相当に進んでいる可能性を排除することはできない』とあるが、『核兵器計画』とは具体的にどのような計画をいうのか。また『相当に』とあるが、具体的にどの程度をいうのか回答を求める。

あわせて、政府は、北朝鮮の核兵器開発能力、製造能力をどの程度のものと考えているか、回答を求める。

内閣衆質一九〇第一二三号

平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員岡本充功君提出北朝鮮が行ったとされる水爆実験に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出北朝鮮が行ったとされる水爆実験に関する再質問に対する答弁書

一について

北朝鮮の核実験に関する情報交換の詳細についてお答えすることは、相手国との関係もあり差し控えたい。

また、情報交換の態様は様々であり、米国及び韓国以外のいかなる国と緊密な情報交換を行っているかを一概にお答えすることは困難である。

二について

一般的には、核実験とは「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」をいうものと承知しており、北朝鮮は、過去にそのような核実験を行ったことがあると考えている。

三について

核保有国の定義について、我が国の現行の法令又は核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号)において規定されたものはないが、同条約第九条において、北朝鮮は「核兵器国」とは、千九百六十七年一月一日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう。」と規定しており、北朝鮮は同条約に規定する「核兵器国」には該当しない。

北朝鮮による核兵器計画の具体的な内容については、北朝鮮が極めて閉鎖的な体制をとっていることもあり、断定的なことは申し上げられないが、政府としては、北朝鮮は、プルトニウムを用いた核兵器に加え、ウランを用いた核兵器の開発も推進している可能性があるほか、核兵器の小型化・弾頭化の実現に至っている可能性も排除できないと認識している。

平成二十八年二月四日提出
質問 第一一四号

尖閣諸島国有化当時の外務省の認識に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

尖閣諸島国有化当時の外務省の認識に関する質問主意書

米内閣が公開したクリントン前國務長官の私用メールによると、二〇一二年の尖閣諸島国有化の約一週間前に、当時のキャンベル國務次官補が、佐々江賢一郎外務次官(当時)との会談を踏まえ、「佐々江は中国が国有化の必要性を理解し、いざ受け入れると信じている」と報告したことになっていました。

この報告の通り、当時の外務省は、中国は国有化を受け入れるとの認識を持っていたのか伺います。

右質問する。

内閣衆質一九〇第一一四号

平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出尖閣諸島国有化当時の外務省の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出尖閣諸島国有化当時の外務省の認識に関する質問に対する答弁書

御指摘の他国の政府部内でのやり取りについて、外務省としてコメントする立場にない。

平成二十八年二月四日提出
質問 第一一五号

生活保護に関する集団訴訟の担当裁判官に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

生活保護に関する集団訴訟の担当裁判官に関する質問主意書

本年二月二日付け読売新聞朝刊によれば、「生活保護費の引き下げが違憲かどうかが全国二十六地裁で争われている訴訟で、弁護団は一日、法務省に出向中に国側の代理人を務めた男性裁判官(四十)が金沢地裁で同種訴訟を担当しているとして、同地裁に裁判官の交代を求める「忌避」を申し立てた。」とされています。

これが事実であれば、これまで国の側に立つて訴訟の当事者となっていた者が、同種の訴訟の判決を出す立場になることは明らかに公平性を欠いていると言わざるを得ません。

そこで、伺います。

一 報道のとおり、生活扶助基準の見直しの合憲性が争われている訴訟で、法務省に出向中に国側の代理人を務めた裁判官が、金沢地方裁判所で同種訴訟を担当している事実がありますか。ある場合は、その具体的な内容を伺います。政府が承知しているところをお答え願います。

二 法務省に出向中に国側の代理人を務めた裁判官が、同種訴訟を担当することについて、政府として適切だと思ふのか伺います。

三 裁判官と検察官の人事交流を継続していくのならば、今後、行政訴訟で国の代理人を務めた者は、同種の訴訟の担当裁判官とならないよう、法務省と裁判所の間で取り決めるべきと

平成二十八年二月十六日 衆議院會議録第十一号 議長の報告

考えます。また、そもそも、訟務検事に占める裁判官の割合の見直しを進めるべきと考えますが、政府の見解を伺います。
右質問する。

内閣衆質一九〇第一一五号
平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出生活保護に関する集団訴訟の担当裁判官に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出生活保護に関する集団訴訟の担当裁判官に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道については承知しているが、お尋ねは個別具体的な事件を担当する裁判官の経歴に関わる事柄であることから、答弁を差し控えたい。

二及び三について

裁判官が担当する事件については、裁判所において判断される事柄であり、政府としてその適否についてお答えする立場になく、また、御指摘のように「法務省と裁判所の間で取り決めるべき」とも考えていない。

裁判官の職にあつた者からの検察官への任命及び検察官の職にあつた者からの裁判官への任命をはじめとする法曹間の人材の相互交流については、衆議院議員浅野貴博君提出いわゆる判検交流の存続に対する政府の認識等に関する質問に対する答弁書(平成二十四年五月十一日内

三〇

閣衆質一八〇第二二〇号)一から四までについて述べたとおり、裁判の公正、中立性を害するものではなく、国民の期待と信頼に応え得る多様な豊かな知識、経験等を備えた法曹を育成、確保するため、意義あるものと考えているが、国の利害に関係のある争訟において国の代理人として活動する御指摘の「訟務検事」の数に占める裁判官の職にあつた者の数の割合があまり多くなるのは問題ではないかとの指摘がなされたことなどから、この割合を次第に少なくする見直しを行ってきたところである。いずれにしても、裁判官の職にあつた者を「訟務検事」に任命することについては、昨年四月に法務省訟務局が新設され、「訟務検事」の担当する業務が変化したことも踏まえ、その必要性に応じて適切に行つてまいりたい。

平成二十八年二月四日提出
質問 第一一六号

「持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」の国内実施に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

「持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」の国内実施に関する質問主意書

一 平成二十七年九月二十五日から二十七日(米国東部時間)まで、潘基文国連事務総長の主催による「持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ(以下「二〇三〇アジェンダ」と略す)」「(注)を採択する国連サミットがニューヨーク・国連本部で開催され、安倍晋三総理大臣が出席し、今後のアジェンダ実施に向けた我が国の考えや貢献策等を発信した。

(注)持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ(二〇三〇アジェンダ)

二〇〇一年に策定されたミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)の後継として国連で定められた、二〇一六年から二〇三〇年までの国際目標。MDGsの残された課題(例:保健、教育や新たに顕在化した課題(例:環境、格差拡大)に対応すべく、新たに十七ゴール・百六十九ターゲットからなる持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を策定。七回に及ぶ政府間交渉を経て、昨年八月に実質合意された。二十七日の午後に安倍総理が実施したステートメントについて、その内容が外務省ホームページに公開されている。

国連総会でも発表されたこのステートメントの内容は、内閣の公式見解という理解でいいかどうか、お示し願いたい。

二 このステートメントにおいて、「日本自身がその一員として、国際社会と共にアジェンダ実施に最大限努力すること」や、「三か月後には、二〇三〇年に向けた最初の一年が始まります。アジェンダの実践をすぐにも進めなければなりません。」と述べられている。この見解は、現在でも相違ないのかお示し願いたい。

三 また、この「二〇三〇アジェンダ」に関して、外務省ホームページに公表されている「仮訳(国連文書A/71)を基に外務省で作成」によれば、その「前文」において「すべての国及びすべてのステークホルダーは、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する」とあり、「宣言において、「すべての国に受け入れられ、す

べての国に適用されるものである」とあり、「持続可能な開発目標(SDGs)とターゲット」において、「各々の政府は、これら高い目標を掲げるグローバルなターゲットを具体的な国家計画プロセスや政策、戦略に反映していくこと」と記されている。「二〇三〇アジェンダ」は、日本も含むすべての国が対象となるもので、すべての国がその目標達成を求められるものである、との理解でよいのか。お示し願いたい。

四 この「二〇三〇アジェンダ」の十七の目標と百六十九のターゲットは、「貧困」「教育」「格差」「環境」など、かなり広範な分野にまたがったものである。内閣としてはこの「二〇三〇アジェンダ」の各アジェンダの実施にあたり、特に国内実施に関しては、どの省庁が担当するのか、省庁横断型の組織を作るのかなど、実施体制、計画作り等に関しての現段階での見解を問う。

五 「二〇三〇アジェンダ」の十七の目標および百六十九のターゲットのなかには、例えば、「12 二〇三〇年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。」など数値目標が盛り込まれているものもある。日本の相対的貧困率は、厚労省の二〇二二年「国民生活基礎調査」によれば十六・一%、総務省の二〇一九年「全国消費実態調査」によれば、十・一%であるが、これらを二〇三〇年までに半減させる、という内容である。内閣としては、これを具体的にどのような数値目標を掲げ、どのように実践するつもりであるのかお示し願いたい。

六 同じく「二〇三〇アジェンダ」の十七の目標および百六十九のターゲットのなかには、「8.5 二〇三〇年までに、若者や障害者を含む

すべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。」などがある。安倍総理は平成二十八年一月二十二日の施政方針演説のなかで「同一労働同一賃金の実現を目指す」と表明した。これは「二〇三〇アジェンダ」のターゲットとも適った内容であるが、具体的にいつごろまでに同一価値労働同一賃金を実現されるおつもりか、お示し願いたい。

七 最後に、この「二〇三〇アジェンダ」の各アジェンダの実践にあたり、公的、官民、市民社会とのパートナーシップが不可欠と考える。内閣としてはどのような見解がお示し願いたい。また、官民、市民社会とのパートナーシップをどのように構築し、「二〇三〇アジェンダ」の国内実施に際して戦略作り、政策枠組みの構築等をおこなう予定であるのか問う。右質問する。

内閣衆質一九〇第一一六号
平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出「持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」の国内実施に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出「持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」の国内実施に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の安倍内閣総理大臣のステートメントは、「持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」(以下「二〇三〇アジェンダ」という。)に

関する政府の考え方を表明したものである。

二について

御指摘の安倍内閣総理大臣のステートメントにおいて表明された政府の考え方に変更はない。

三について

お尋ねのとおりである。

四及び五について

「二〇三〇アジェンダ」を実施するために必要な体制及び計画、貧困の分野を含めた各分野の目標設定の在り方等に関して、今後適切に検討してまいりたい。

六について

同一労働同一賃金については、一億総活躍国民会議における議論を踏まえ、今春に取りまとめることとしている「二ツポン一億総活躍プラン」において、その実現の方向性を示してまいりたい。

七について

「二〇三〇アジェンダ」の実施に当たっては、全ての国、民間企業、市民社会など、あらゆるステークホルダーが役割を果たす、新たなグローバルパートナーシップが不可欠であると考えており、その在り方について、今後適切に検討してまいりたい。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
二番五号	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	二八円